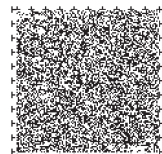




和歌山県 男女共同参画基本計画 〈第5次〉

令和4年3月



「男女共同参画でつくる元気な和歌山」実現に向けて

少子高齢化が進み、労働人口が減少していく中で、和歌山県を真に住みよいふるさととするためには、男女が共に、自らの意思によって社会のあらゆる分野に参画する機会が確保され、個性と能力を発揮しつつ共に責任を担う男女共同参画社会を早期に実現する必要があります。

本県では、平成15（2003）年に初めて和歌山県男女共同参画基本計画を策定して以来、これまで4次にわたって同計画を改定し、固定的性別役割分担意識を払拭するための啓発や各分野での女性の登用促進など、様々な施策を展開してきました。その結果、固定的性別役割分担意識は徐々に払拭されつつあります。



しかし、令和2年度に実施した県民意識調査では、男女の社会的な地位について「男性優遇」と考える方が多く、「家事・育児・介護は女性が担う役割である」といった固定的性別役割分担意識や性別による無意識の思い込みが依然として根強く残っていることが、明らかになりました。

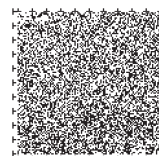
こうした状況を受けて、本計画では、男女共同参画社会の実現に向け、「意識改革」と働く場及び家庭における「環境整備」を促進することにより、男性も女性も等しく、仕事、家庭、そして、地域社会に参画できる誰もが生きやすい社会を目指すこととしています。

本計画の推進に当たっては、行政だけではなく、県民の皆様をはじめ、企業、関係団体等の皆様が連携・協力することが不可欠です。県では、今後、本計画に基づき、性別にかかわらず一人一人が個性と能力を発揮できる「元気な和歌山」の実現に向け、取組を着実に進めてまいりますので、皆様のより一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の改定に当たり、貴重な御意見をお寄せいただいた方々及び多角的な視点から計画内容を御検討いただいた和歌山県男女共同参画審議会の委員各位に心から御礼申し上げます。

令和4年3月

和歌山県知事 仁坂 吉伸



目 次

第1章 計画の改定に当たって

1	基本的な考え方	1
2	計画の概要	3
3	本県の取組経過	4
4	施策体系	6

第2章 本県の男女共同参画の状況

1	社会を取り巻く状況	9
2	男女共同参画に関する意識	11
3	女性の活躍促進に関する状況	13
(1)	政策・方針決定過程	13
(2)	就業の状況	16
(3)	家庭における状況	20
(4)	社会参加の状況	21
4	男女間の暴力	22

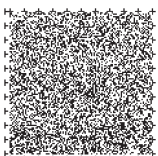
第3章 施策の方向

I 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

1	男女共同参画に向けた意識改革	27
(1)	広報・啓発活動の充実	28
(2)	調査・研究及び施策への取り入れ	28
2	相談体制の充実・相談窓口の広報	29
3	男女共同参画推進のための教育等の充実	29
(1)	学校教育での取組の充実	30
(2)	男女共同参画の視点に立った家庭教育支援の推進	30
(3)	生涯学習等の推進	31

II 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり

1	男女間のあらゆる暴力の根絶	32
(1)	配偶者等からの暴力への対策の推進	33
(2)	セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	35
(3)	性犯罪等への対策の推進	36
(4)	各種メディアにおける男女の人権の尊重	38
2	男女が互いの性を尊重する意識づくり・健康づくり	40
(1)	適切な性教育の推進	40
(2)	生涯を通じた健康支援	41
(3)	妊娠・出産期における女性の健康支援	42
(4)	HIV／エイズ等の性感染症対策、薬物乱用対策、喫煙・飲酒対策の推進	43
3	困難な状況に置かれている人への支援	46
(1)	ひとり親家庭に対する支援の充実	46



(2) 貧困に直面している人や社会生活を円滑に営むことが困難な人への支援	47
(3) 高齢者や障害のある人が安心していきいきと暮らせるための取組	48
(4) 複合的に困難な状況に置かれている人々への支援	49
(5) 性的指向や性自認を理由として困難な状況に置かれている人々への支援	50

Ⅲ 男女がともに活躍する社会づくり

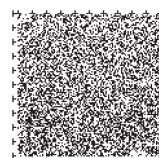
1 政策・方針決定過程での女性の参画の拡大	51
(1) 県の政策決定過程への女性の参画拡大	51
(2) 市町村における取組の促進	54
(3) 企業、団体等の取組の促進	55
2 働く場と家庭における男女共同参画の推進	57
(1) 雇用の分野における男女共同参画の推進	58
(2) 就業に向けた支援	60
(3) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた環境整備	61
(4) 子育て支援策の充実	63
(5) 介護支援策の充実	64
(6) 家庭生活への男女共同参画の推進	64
3 さまざまな分野における男女共同参画の推進	65
(1) 地域社会への県民参画促進	65
(2) 農林水産業、商工業等の分野における取組促進	66
(3) 防災・災害復興における男女共同参画の推進	69
(4) 理工系分野への女性の参画促進	70

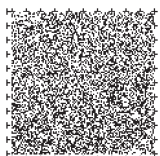
第4章 計画の推進

1 推進体制の充実	71
(1) 庁内推進体制の充実	71
(2) 男女共同参画審議会の機能発揮	71
(3) 男女共同参画センター“りいぶる”の充実	72
2 市町村や他府県との連携	72
(1) 市町村との連携	72
(2) 他府県との連携	73
3 県民・事業者・民間団体との連携・協働	73
4 調査・研究と結果の公表	73
5 数値目標一覧	75

資料

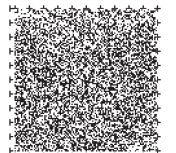
男女共同参画のあゆみ	79
和歌山県男女共同参画推進条例	83
和歌山県男女共同参画社会基本法	88
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	93
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	103

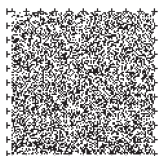




第1章

計画の改定に当たって





第1章 計画の改定に当たって

1 基本的な考え方

(1) 計画改定の趣旨

和歌山県では、平成11（1999）年6月に制定された「男女共同参画社会基本法」を踏まえ、平成14（2002）年3月に「和歌山県男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画を推進するための基本理念を明らかにしました。この条例に基づき、平成15（2003）年3月に「和歌山県男女共同参画基本計画」を策定し、平成19（2007）年、平成24（2012）年及び平成29（2017）年に3度の改定を行い、男女共同参画社会を形成するためのさまざまな施策を総合的・計画的に推進してきました。

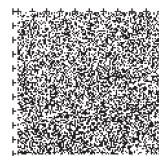
しかし、令和2（2020）年度に実施した「男女共同参画に関する県民意識調査」（以下、「県民意識調査」という。）から、固定的性別役割分担意識については解消しつつありますが、未だ根強く存在しており、男女の平等感についても「社会全体」で男性優遇と感じている割合が依然として高いことがわかりました。一方、政策・方針決定過程への女性の参画も十分とは言えません。

また、少子高齢化の進行、家族形態やライフスタイルの多様化に加え、新型コロナウイルス感染症拡大による生活や雇用への影響など、社会情勢は変化しています。

一方、令和元（2019）年6月には女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という。）の改正、令和3（2021）年6月には育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正及び政治分野における男女共同参画の推進に関する法律が改正されるなど、女性の社会参画・活躍に向けた体制が整いつつあります。

さらに、平成27（2015）年9月に国連で持続可能な開発目標（SDGs）を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。その中の目標の1つとして「ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメント」が掲げられ、さらに、この点は17の目標全ての達成において必要不可欠であると、その重要性が明示されています。

こうした状況やこれまでの取組の成果と課題を踏まえ、「元気な和歌山」実現に向け男女共同参画を一層推進するため、今回計画を改定しました。



(2) 計画の性格

- ・男女共同参画社会基本法第14条で定める法定計画
- ・和歌山県男女共同参画推進条例第7条に定める「男女共同参画の推進に関する基本的な計画」
- ・女性活躍推進法第6条に基づく都道府県推進計画
(該当箇所：施策の方向Ⅲ「男女がともに活躍する社会づくり」)
- ・平成29(2017)年4月に策定の「和歌山県長期総合計画」をはじめ、和歌山県の他の計画等との整合性を図った計画
- ・取り組むべき男女共同参画の推進に関する施策を示すことにより、県や市町村はもとより、県民、企業、関係機関、団体等それぞれの立場で、自ら考え行動するために共有する指針となる計画

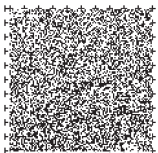
(3) 県の基本的な役割

- ・性別にかかわらず男女があらゆる分野で活躍できる環境整備を県民の皆さんと協働して一層推進すること
- ・県民や事業者等の皆さんの男女共同参画に向けた取組を支援すること

(4) 県民、事業者の皆さんの役割

男女共同参画が実現した社会は、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会であり、県民の皆さんには、男女を問わず、家庭、地域、職場、学校などあらゆる場でそれぞれの個性と能力を十分発揮していただきたいと考えています。

また、事業者の皆さんにも、男女が仕事と生活の調和を実現し、平等に、そして健康に働き続けることができる事業所運営をしていただきたいと考えています。



2 計画の概要

(1) 計画期間

計画期間は、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間としています。また、この期間中においても、社会経済情勢の急激な変化等により、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

(2) 長期的な目標

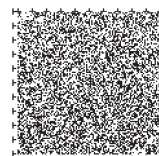
男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず一人一人が個性と能力を発揮できる社会を目指し、和歌山県長期総合計画に方向性をあわせ、長期的な目標を「男女共同参画でつくる元気な和歌山」と設定しています。

(3) 計画のポイント

この計画では、男女共同参画を具体的に推し進めるとともに、女性の活躍を推進するため、「男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり」、「誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり」、「男女がともに活躍する社会づくり」の3つの施策の方向を定めています。

なお、計画改定に当たって、追加または特に見直した項目等は次のとおりです。

- ◇固定的性別役割分担意識の解消
- ◇男性に対する意識啓発の強化
- ◇性暴力に対する相談体制の充実
- ◇ひとり親家庭への支援
- ◇貧困に直面している人や社会生活を円滑に営むことが困難な人への支援
- ◇性的指向や性自認を理由として困難な状況に置かれている人々への支援
- ◇政治の場への女性の参画促進
- ◇女性活躍に率先して取り組む企業等を組織化
- ◇再就職や在宅における就業支援
- ◇男性中心型労働慣行の見直し
- ◇理工系分野への女性参画の促進



3 本県の取組経過

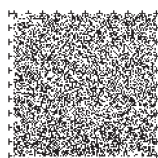
本県における男女共同参画の取組は、昭和52（1977）年に青少年局育成課に女性行政担当窓口を設置したことに始まります。翌年には庁内関係課室で構成する婦人問題連絡会議、有識者などによる婦人問題企画推進会議を設置、昭和57（1982）年には「和歌山婦人施策の指標」を策定するなど、推進体制の整備と効果的な施策展開のための計画策定作業を行ってきたところです。また、平成10（1998）年には女性問題の解消と男女共生社会づくりを目指す県民の活動と交流の拠点として県女性センターを設置しました。

その後、担当窓口は数次の組織改革を経て青少年・男女共同参画課、女性センターは男女共同参画センターと名称変更し現在に至っています。庁内の推進本部機構は現在、知事を本部長とする男女共同参画社会推進本部を設置しています。

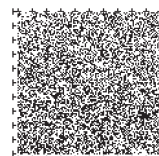
平成14（2002）年には和歌山県男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画審議会を設置、平成15（2003）年には和歌山県男女共同参画基本計画を策定、平成19（2007）年、平成24（2012）年及び平成29（2017）年に改定し、本県における男女共同参画を総合的・計画的に推進してきました。

本年度は計画期間の最終年度に当たることから、計画改定に取り組んできたところです。

昭和52（1977）年	青少年局育成課内に婦人主幹配置 婦人問題連絡会議（庁内関係課室）設置
昭和53（1978）年	婦人問題企画推進会議設置
昭和57（1982）年	「和歌山婦人施策の指標」策定
昭和59（1984）年	青少年婦人課に名称変更 婦人問題懇話会設置
昭和60（1985）年	婦人問題アドバイザー設置 和歌山県婦人会議（現 和歌山県女性会議）設立
昭和63（1988）年	「21世紀をめざすわかやま女性プラン」策定
平成5（1993）年	青少年女性課に名称変更
平成7（1995）年	「わかやま女性プラン」策定
平成8（1996）年	女性政策課設置 わかやま女性100人委員会設置
平成9（1997）年	男女共生社会づくり協議会設置
平成10（1998）年	女性センター設置
平成12（2000）年	「和歌山県男女共生社会づくりプラン」策定
平成13（2001）年	男女共生社会推進課、男女共生社会推進センターに 名称変更 男女共生社会推進本部設置



- 平成14(2002)年 「和歌山県男女共同参画推進条例」施行
男女共同参画審議会設置
- 平成15(2003)年 「和歌山県男女共同参画基本計画」策定
- 平成18(2006)年 「男女共生社会推進センターの在り方」提言
- 平成19(2007)年 「和歌山県男女共同参画基本計画(第2次)」策定
- 平成20(2008)年 青少年課と統合し、青少年・男女共同参画課設置
- 平成22(2010)年 男女共同参画センターに名称変更
男女共同参画社会推進本部に名称変更
- 平成24(2012)年 「和歌山県男女共同参画基本計画(第3次)」策定
- 平成29(2017)年 「和歌山県男女共同参画基本計画(第4次)」策定



施策体系

長期的な目標

男女共同参画でつくる 元気な和歌山

施策の方向Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

1 男女共同参画に向けた意識改革

- (1) 広報・啓発活動の充実
- (2) 調査・研究及び施策への取り入れ

2 相談体制の充実・相談窓口の広報

3 男女共同参画推進のための教育等の充実

- (1) 学校教育での取組の充実
- (2) 男女共同参画の視点に立った家庭教育支援の推進
- (3) 生涯学習等の推進

施策の方向Ⅱ 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり

1 男女間のあらゆる暴力の根絶

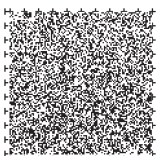
- (1) 配偶者等からの暴力への対策の推進
 - ①ドメスティック・バイオレンスに対する社会的認識の徹底
 - ②相談体制の充実等
 - ③被害者の保護・自立支援、暴力行為への厳正な対処
- (2) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
- (3) 性犯罪等への対策の推進
 - ①性犯罪・ストーカー行為・売買春・人身取引等への対策の推進
 - ②被害者支援の充実・被害者への配慮
- (4) 各種メディアにおける男女の人権の尊重

2 男女が互いの性を尊重する意識づくり・健康づくり

- (1) 適切な性教育の推進
- (2) 生涯を通じた健康支援
- (3) 妊娠・出産期における女性の健康支援
- (4) HIV／エイズ等の性感染症対策、薬物乱用対策、喫煙・飲酒対策の推進

3 困難な状況に置かれている人への支援

- (1) ひとり親家庭に対する支援の充実
- (2) 貧困に直面している人や社会生活を円滑に営むことが困難な人への支援
 - (3) 高齢者や障害のある人が安心していきいきと暮らせるための取組
 - (4) 複合的に困難な状況に置かれている人々への支援
 - (5) 性的指向や性自認を理由として困難な状況に置かれている人々への支援



施策の方向Ⅲ 男女がともに活躍する社会づくり

1 政策・方針決定過程での女性の参画の拡大

(1) 県の政策決定過程への女性の参画拡大

- ①政策決定への県民参画の促進
- ②県の審議会等への女性の参画の促進
- ③県の女性職員の採用・登用等の促進
- ④政治の場への女性の参画促進

(2) 市町村における取組の促進

- ①市町村の政策決定への県民参画の促進
- ②市町村の審議会等への女性の登用に関する支援等
- ③市町村女性職員の採用・登用に関する要請等

(3) 企業、団体等の取組の促進

2 働く場と家庭における男女共同参画の推進

(1) 雇用の分野における男女共同参画の推進

- ①男女の均等な機会と待遇の確保
- ②各種ハラスメント防止対策の推進

(2) 就業に向けた支援

- ①再就職等の支援
- ②在宅における就労支援
- ③起業支援策の充実

(3) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた環境整備

- ①雇用環境の整備
- ②男性中心型労働慣行の見直し

(4) 子育て支援策の充実

- ①多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実
- ②保育所等の整備促進

(5) 介護支援策の充実

(6) 家庭生活への男女共同参画の推進

3 さまざまな分野における男女共同参画の推進

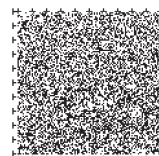
(1) 地域社会への県民参画促進

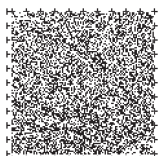
(2) 農林水産業、商工業等の分野における取組促進

- ①農林水産業での男女共同参画の推進
- ②家族従事者等がいそいそと活躍できる環境の整備

(3) 防災・災害復興における男女共同参画の推進

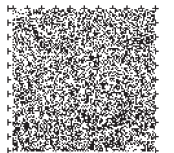
(4) 理工系分野への女性の参画促進

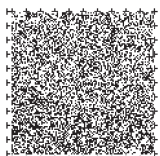




第2章

本県の男女共同参画の状況

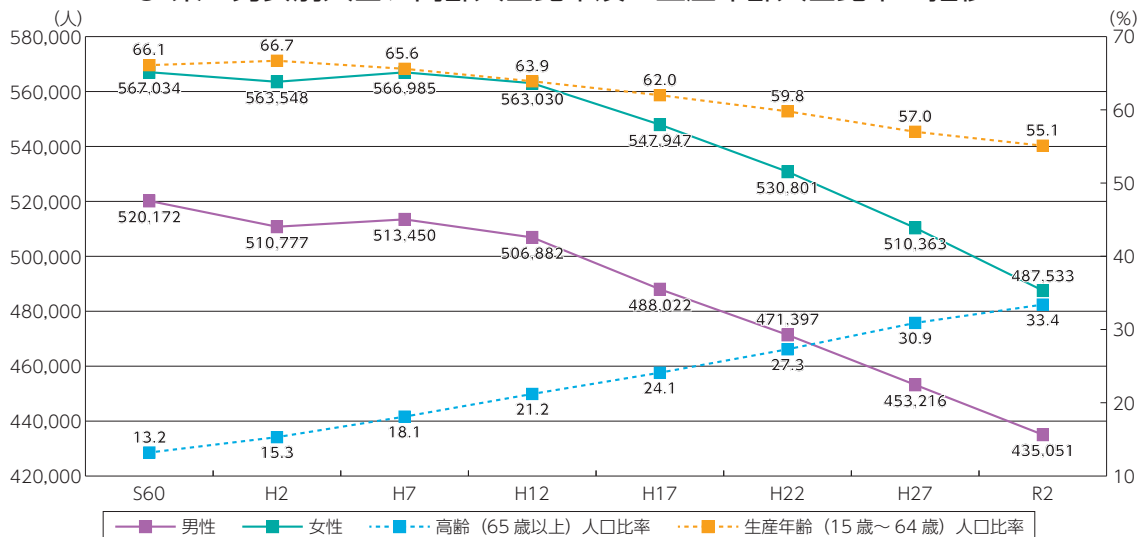




第2章 本県の男女共同参画の状況

1 社会を取り巻く状況

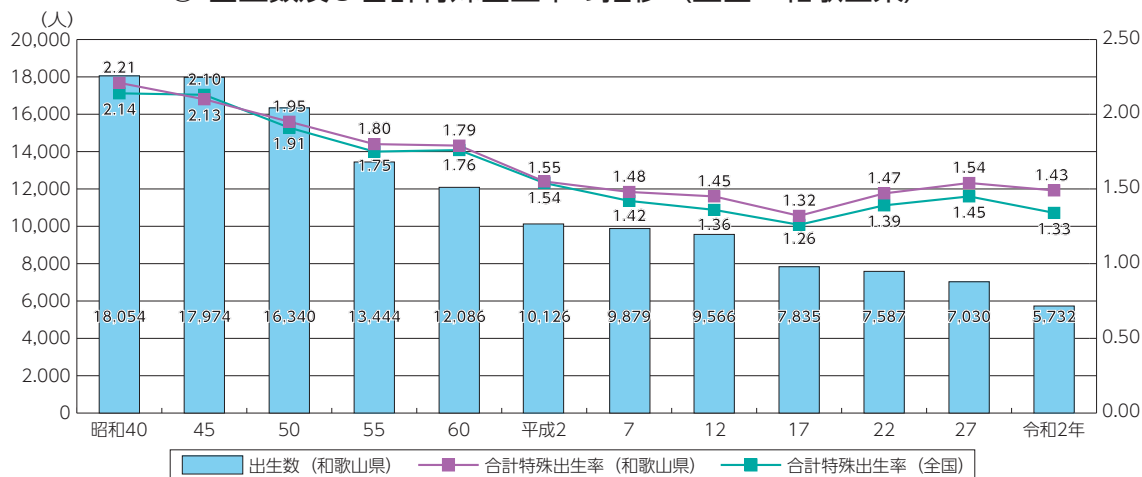
◎ 県の男女別人口、高齢人口比率及び生産年齢人口比率の推移



資料：総務省「国勢調査」

- ◇ 和歌山県の人口が最も多かった昭和60（1985）年から男性人口は85,121人、女性人口は79,501人減少しています。
- ◇ 高齢（65歳以上）人口比率は33.4%（全国28.7%）となり高齢化が進行しています。
- ◇ 生産年齢（15歳～64歳）人口比率は平成2年から11.6ポイント減少しています。

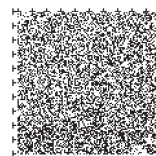
◎ 出生数及び合計特殊出生率の推移（全国・和歌山県）



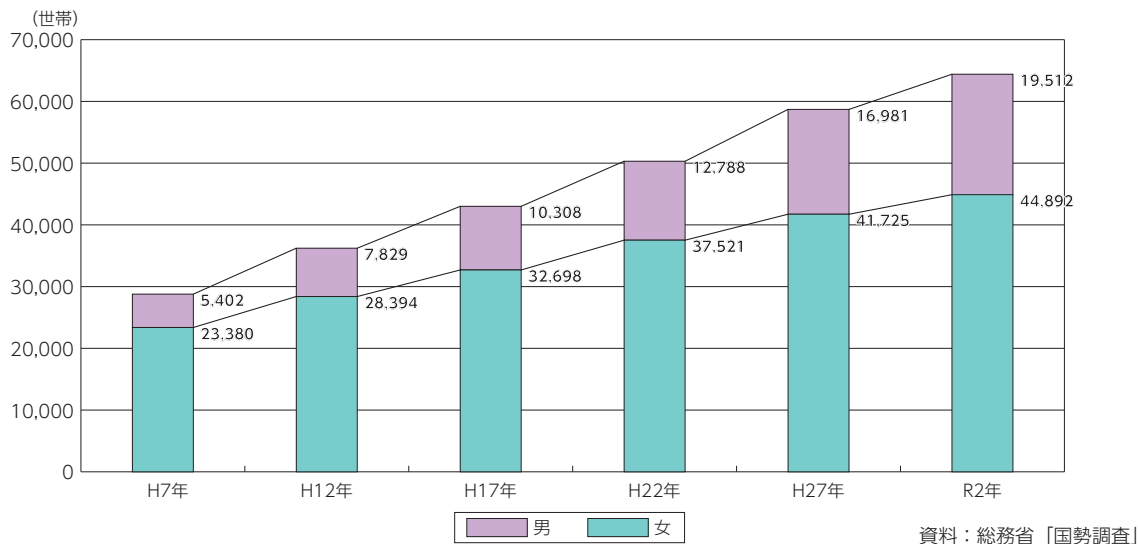
資料：厚生労働省「人口動態調査」

(注) 合計特殊出生率・・・その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子供の数に相当する。

- ◇ 令和2（2020）年の和歌山県の合計特殊出生率は1.43と全国よりも0.10ポイント高くなっていますが、平成27（2015）年より0.11ポイント減少しており、人口維持に必要な2.07を大きく下回っている状況が続いています。

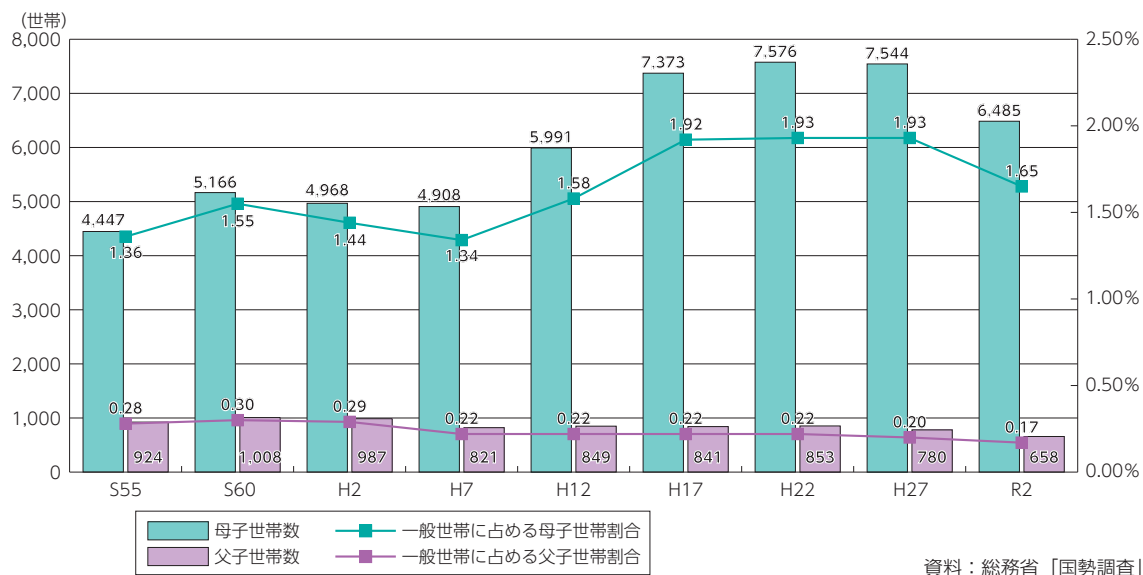


◎ 65歳以上のひとり暮らしの高齢世帯の推移

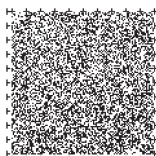


- ◇ ひとり暮らしの高齢世帯は、男女ともに年々増加しています。
- ◇ 単身世帯における女性の割合が高くなっています。

◎ ひとり親世帯数の推移

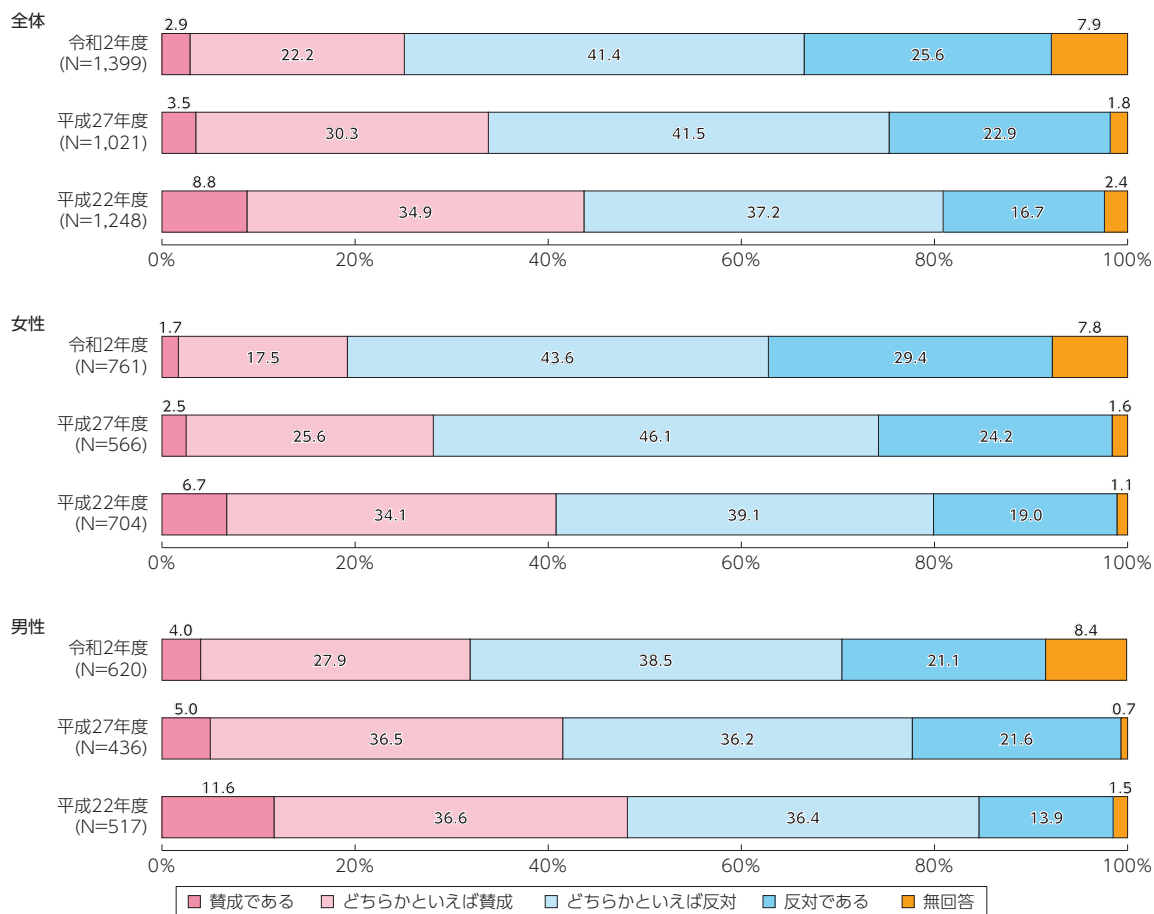


- ◇ 父子家庭はやや減少傾向で、母子家庭は平成22年までは増加傾向にありましたが、平成27（2015）年以降減少に転じました。



2 男女共同参画に関する意識

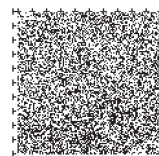
◎ 男女の決められた役割分担（固定的性別役割分担）についての考え



資料：令和2年度和歌山県「男女共同参画に関する県民意識調査」

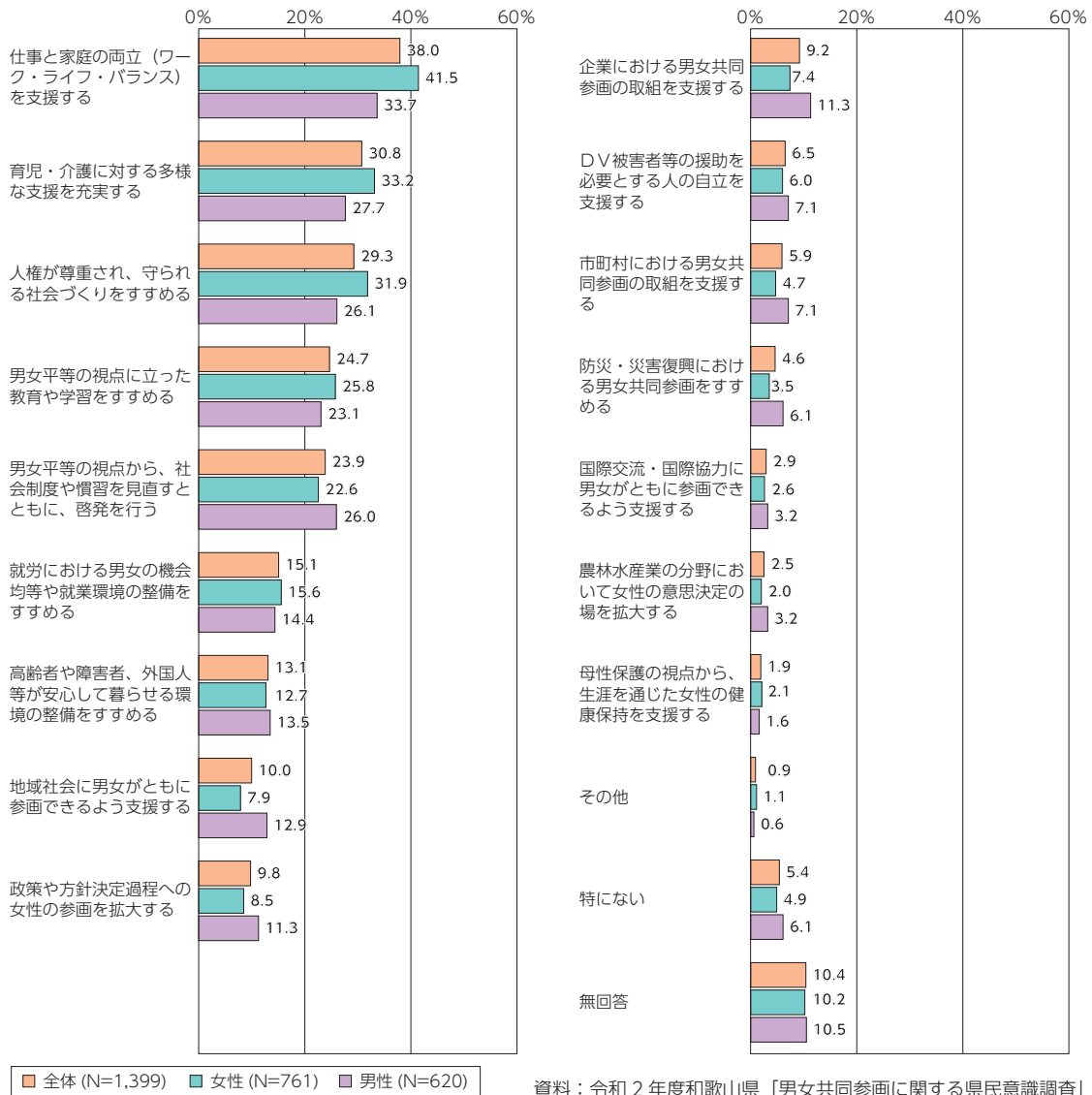
(注) 固定的性別役割分担・・・「男性は仕事、女性は家事・育児」といった性別を理由とした役割分担のこと

- ◇ 固定的性別役割分担について、『否定的な意見』（「どちらかといえば反対」、「反対である」を合わせたもの）は67.0%と前回調査から2.6ポイント増加しました。
- ◇ 男女別の固定的性別役割分担について『否定的な意見』は、女性が73.0%(前回調査比2.7ポイント増加)、男性が59.6%(前回調査比1.8ポイント増加)と男女差が見られます。

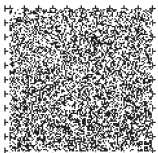


◎ 男女共同参画を推進するために力を入れるべきこと

(3つまで選択可)



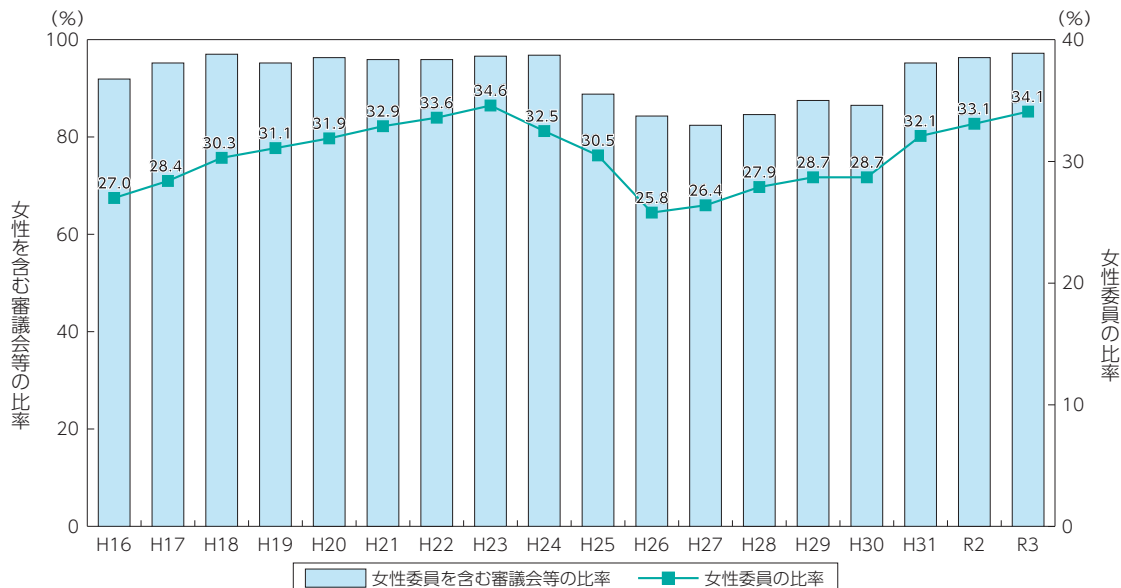
- ◇ 男女ともに「仕事と家庭の両立 (ワーク・ライフ・バランス) を支援する」が最も多く、次に「育児・介護に対する多様な支援を充実する」が続きました。
- ◇ 両項目ともに女性が5ポイント以上高くなりました。



3 女性の活躍促進に関する状況

(1) 政策・方針決定過程

◎ 県の審議会等委員への女性の登用率の推移



資料：青少年・男女共同参画課調べ

◇ 令和3（2021）年6月1日現在の審議会等（ただし、特定の行政職員で構成されたもの等は除く。）における委員総数は1,305人、うち女性は445人で、女性委員の占める割合は34.1%でした。

- ※ 国の審議会等における女性委員の割合：40.7%（令和3年9月30日時点）
- ※ 都道府県における女性委員の割合：37.5%（令和3年度推進状況調査）

◎ 市町村における推移（法令又は条例に基づく審議会等委員の女性比率）

年度 (4月1日現在)	H28	H29	H30	H31	R2	R3
女性比率	22.8%	23.6%	23.7%	23.3%	23.9%	24.9%

資料：青少年・男女共同参画課調べ

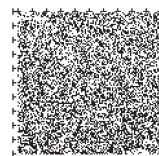
◎ 県の知事部局における格付別男女職員数

令和3（2021）年4月1日現在

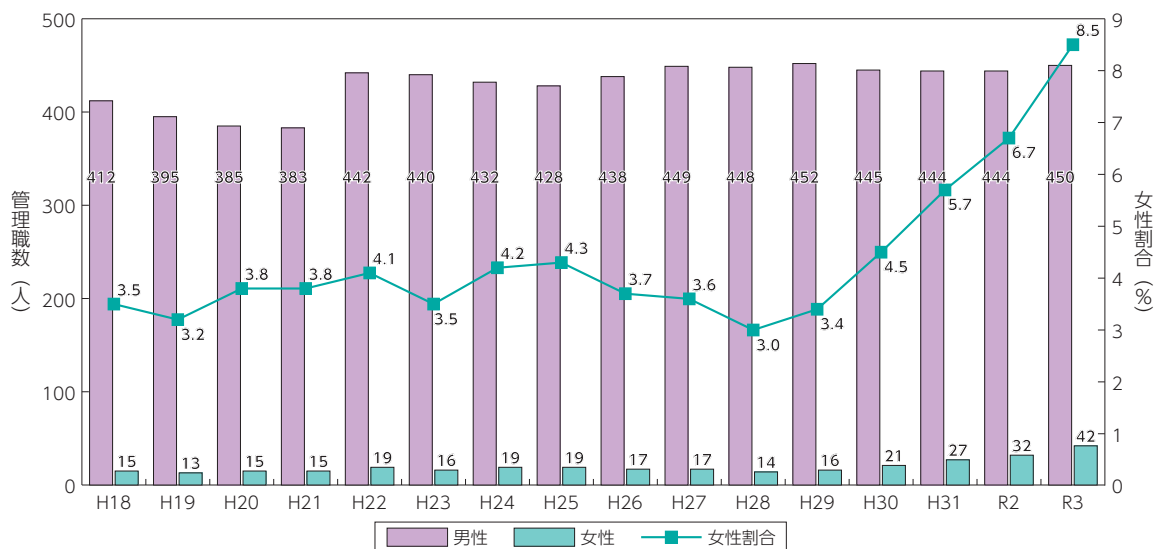
	部長級	次長級	課長級	課長補佐級	係長級	役付計	一般	合計	役付率
女性	3	3	36	189	204	435	513	948	45.9%
男性	25	48	377	739	658	1,847	971	2,818	65.5%
計	28	51	413	928	862	2,282	1,484	3,766	60.6%
女性比率	10.7%	5.9%	8.7%	20.4%	23.7%	19.1%	34.6%	25.2%	-

資料：人事課調べ

- ◇ 令和3（2021）年4月1日現在、和歌山県の知事部局での女性職員は、3,766人中948人でした。
- ◇ 女性割合は25.2%で、令和2（2020）年より1.0ポイント高くなっています。



◎ 県の管理職<課長級以上に該当する役職>に占める女性の割合の推移



資料：人事課調べ

◇ 課長級以上の女性比率は、令和2（2020）年の6.7%から1.8ポイント上昇し、8.5%となっています。

◎ 教員、校長、教頭に占める女性の割合（国立、私立の学校を含む）

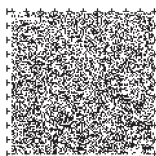
	教員数				校長				教頭			
	総数	女性	男性	女性割合	総数	女性	男性	女性割合	総数	女性	男性	女性割合
小学校	3,892	2,379	1,513	61.1%	230	65	165	28.3%	231	95	136	41.1%
中学校	2,314	1,046	1,268	45.2%	107	7	100	6.5%	119	23	96	19.3%
義務教育学校	56	29	27	51.8%	1	0	1	0.0%	3	2	1	66.7%
高等学校	2,117	757	1,360	35.8%	43	4	39	9.3%	76	7	69	9.2%
合計	8,379	4,211	4,168	50.3%	381	76	305	19.9%	429	127	302	29.6%

※副校長は教頭に含む：義務教育学校1名（うち女性1名）、高等学校8名（うち女性1名）

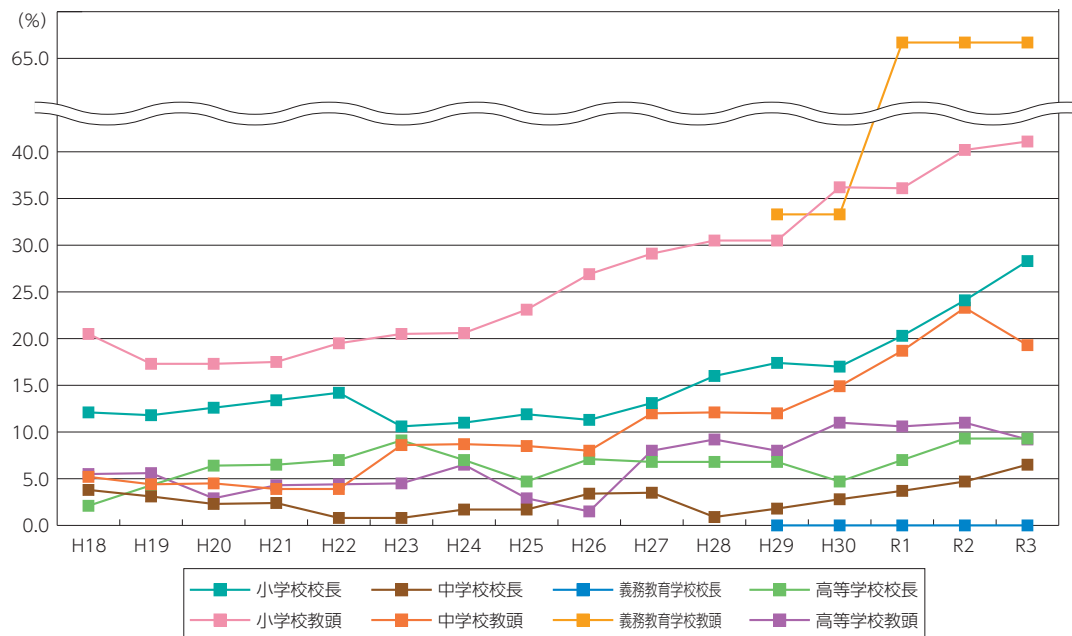
資料：和歌山県「学校基本調査」R3年度

◇ 小・中・義務教育・高等学校における教員に占める女性の割合は、50.3%となっていますが、校長、教頭の合計に占める女性の割合は、それぞれ19.9%、29.6%となっています。

（令和2（2020）年度：校長17.0%、教頭30.7%）



◎ 校長、教頭に占める女性の割合の推移



資料：和歌山県「学校基本調査」R3年度

◇ 令和3（2021）年度の各女性割合は、小学校の校長及び教頭で増加傾向ですが、中学校の校長及び高等学校の校長・教頭で低い状態が続いています。

◎ 県内の議会における女性議員の割合

県議会

総数	うち女性	女性比率	全国
	42		

市議会

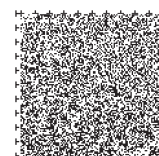
総数	うち女性	女性比率	全国
	177		

町村議会

総数	うち女性	女性比率	全国
	236		

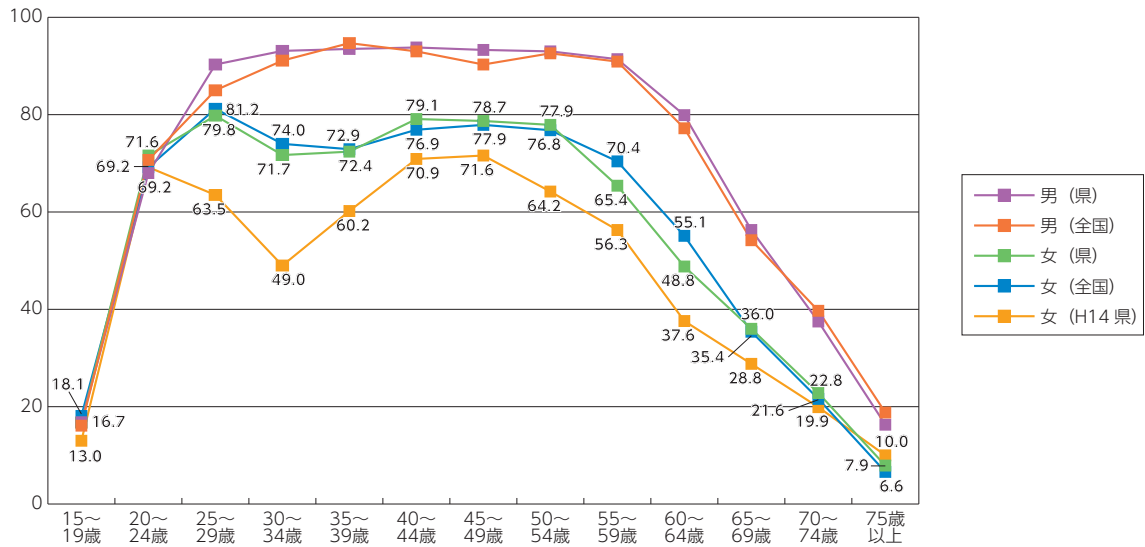
※ 県議会：令和3（2021）年8月1日現在
 市議会：令和2（2020）年12月31日現在
 町村議会：令和2（2020）年12月31日現在

資料：内閣府「全国女性の参画マップ（地方議会編）」



(2) 就業の状況

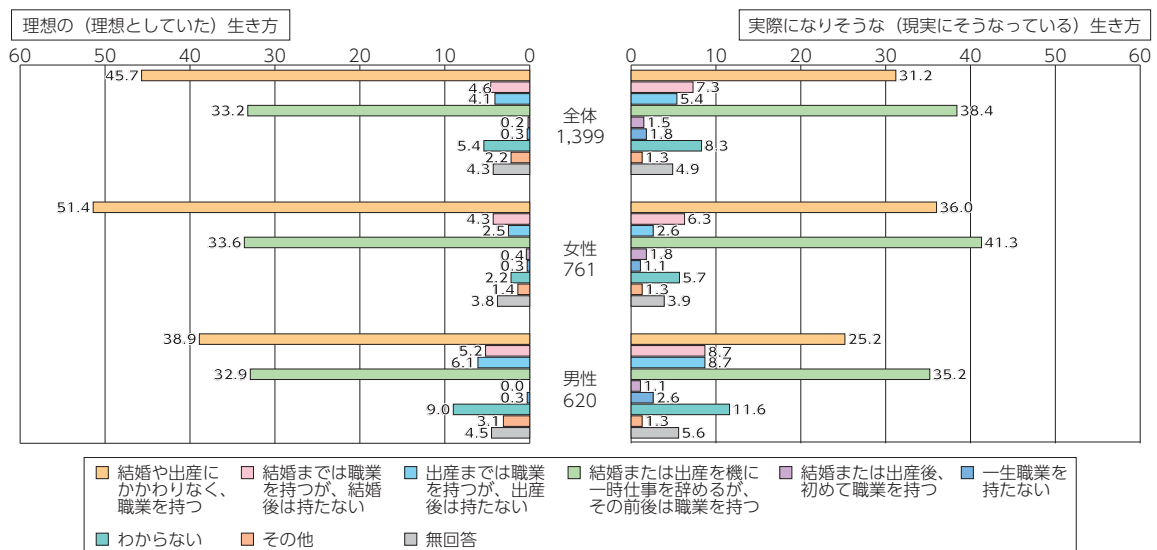
◎ 県と全国の年齢別有業率



資料：平成29年就業構造基本調査

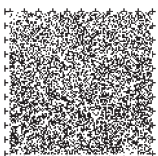
- ◇ 男性の年齢別有業率は、20歳代後半～50歳代後半の各年齢で特に高くなり、台形型となっています。
- ◇ 女性の年齢別有業率は、30歳代が落ち込むいわゆる「M字カーブ」が台形型に近づきつつあります。

◎ 女性の理想の生き方・実際の生き方

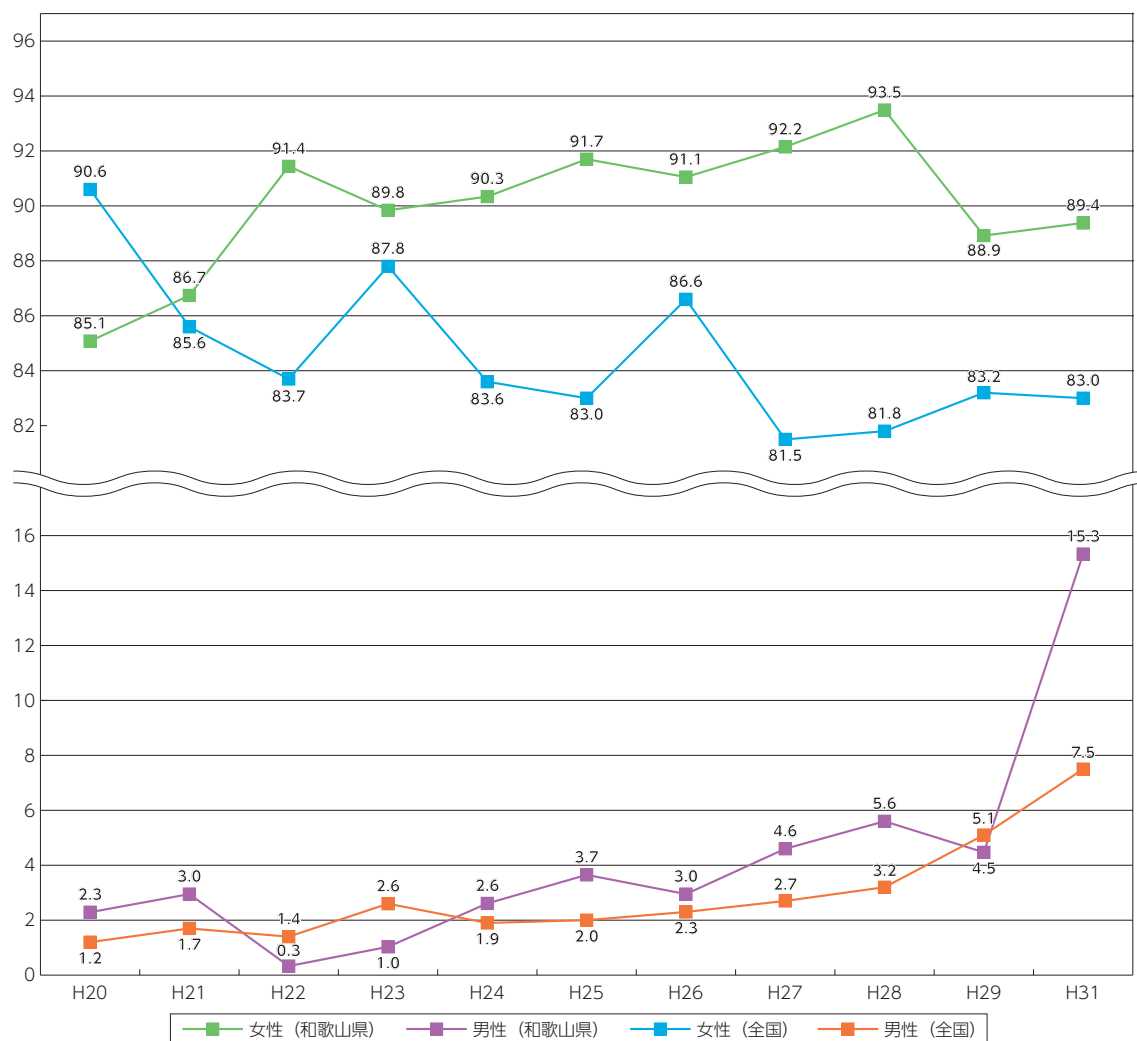


資料：令和2年度和歌山県「男女共同参画に関する県民意識調査」

- ◇ 女性の理想の生き方については、「結婚や出産にかかわらず、職業を持つ」が最も多くなりました。
- ◇ 一方、女性の実際の生き方については、「結婚または出産を機に一時仕事を辞めるが、その前後は職業を持つ」が最も多くなっています。

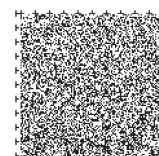


◎ 育児休業取得率の推移

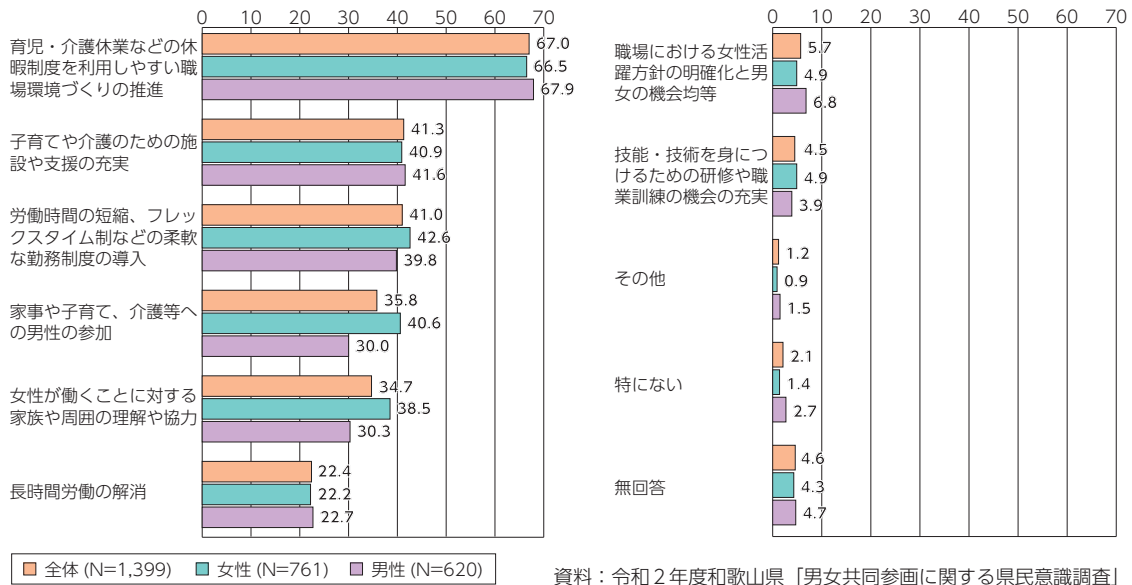


資料：和歌山県「労働条件等実態調査報告書」

- ◇ 男性の育児休業取得率は改善傾向であり平成31（2019）年度は、大きく上昇しました。

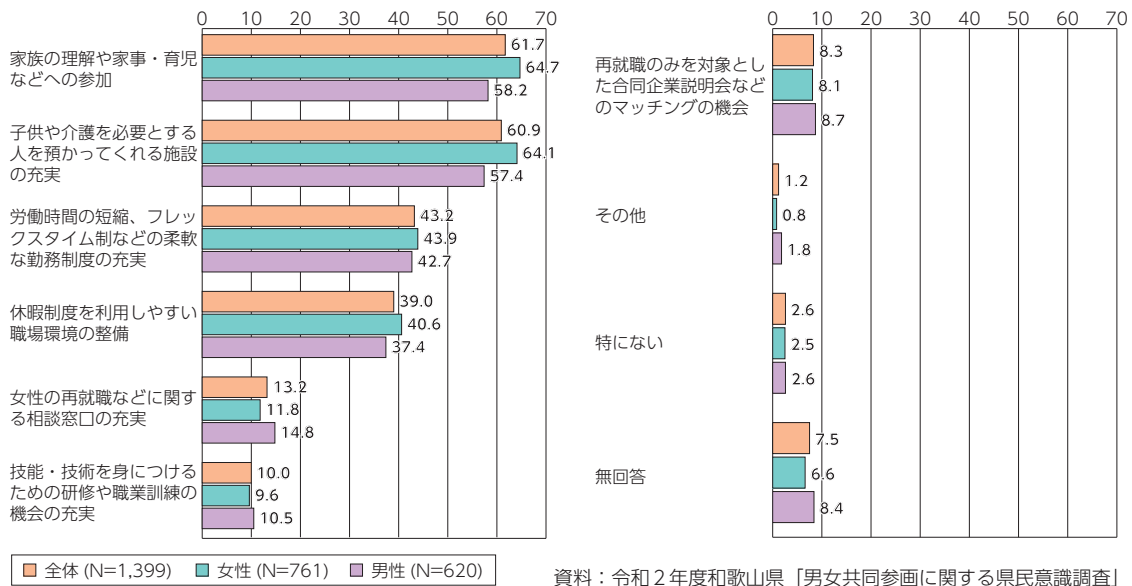


◎ 女性が継続して就労するうえで必要なこと

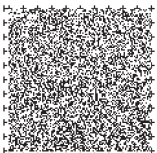


- ◇ 男女ともに「育児・介護休業などの休暇制度を利用しやすい職場環境づくりの推進」が6割半ばで突出して高くなっています。
- ◇ 「家事や子育て、介護等への男性の参加」については男女で10.6ポイント、「女性が働くことに対する家族や周囲の理解や協力」については男女で8.2ポイントの差があり、男女間の認識の違いが見られました。

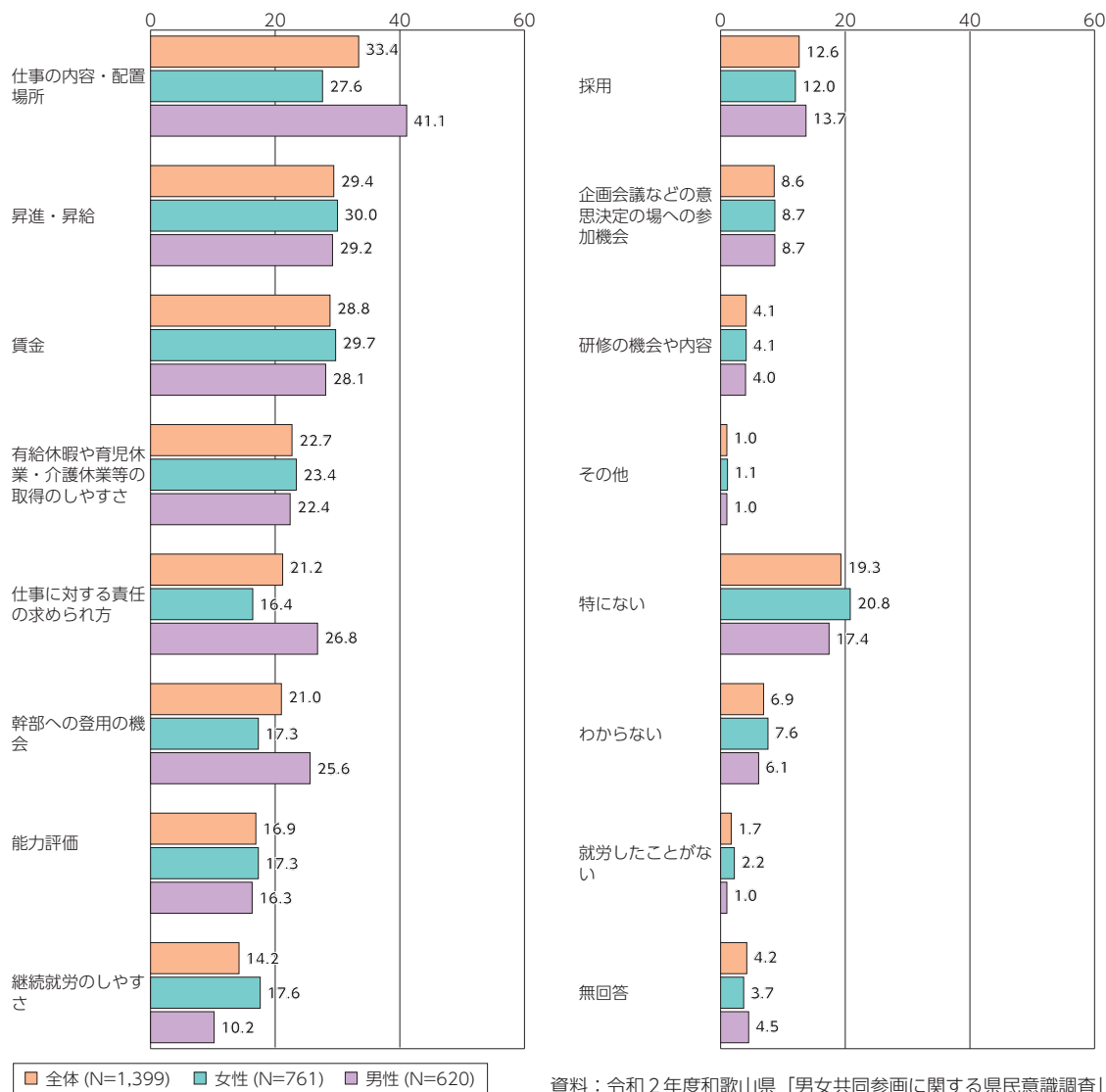
◎ 退職した女性が再就職するために必要なこと



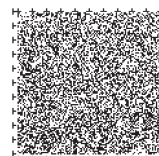
- ◇ 男女ともに「家族の理解や家事・育児などへの参加」「子供や介護を必要とする人を預かってくれる施設の充実」が約6割となりましたが、他の項目に比べて男女差が大きくなっています。
- ◇ 上記「女性が継続して就労するうえで必要なこと」と合わせて考えると、女性の継続就労・再就職に求められることは「家族や周囲の理解」と「就労環境の整備」であることがわかります。



◎ 働く場で男女が平等でないと思うこと

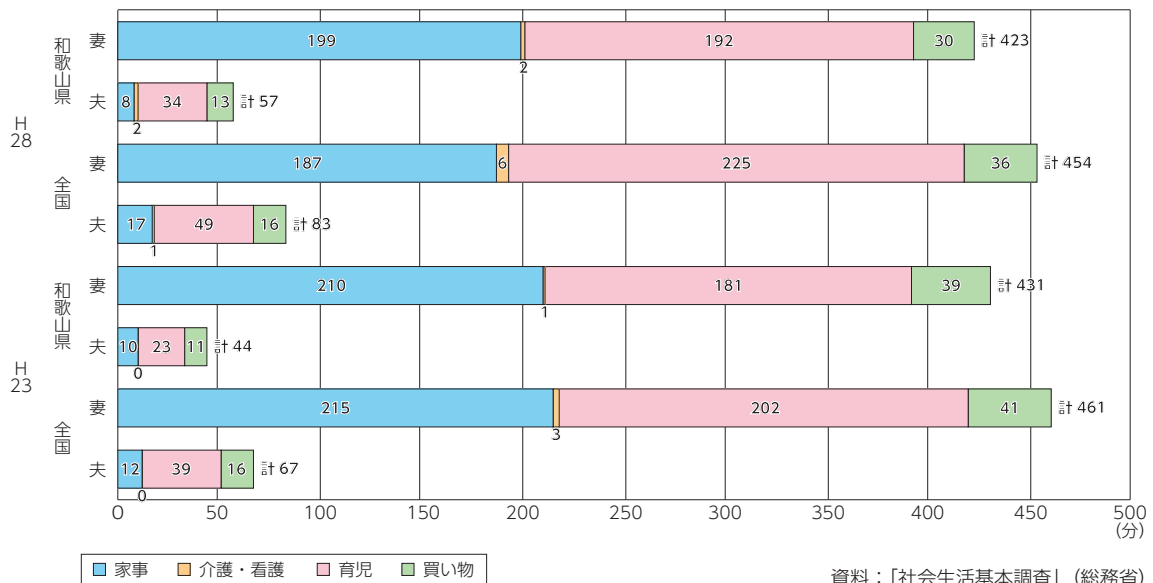


- ◇ 「仕事の内容・配置場所」、「仕事に対する責任の求められ方」では、男性が女性より10ポイント以上高くなりました。
- ◇ 「継続就労のしやすさ」では女性（17.6%）が男性（10.2%）より7.4ポイント高くなっています。
- ◇ 一方で、前回調査で「特になし」は約6%でしたが、今回は約20%と不平等を感じない人の割合が伸びました。

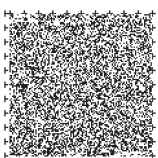


(3) 家庭における状況

◎ 6歳未満の子供がいる世帯（夫婦と子供の世帯）における
育児・家事関連時間（1日あたり）

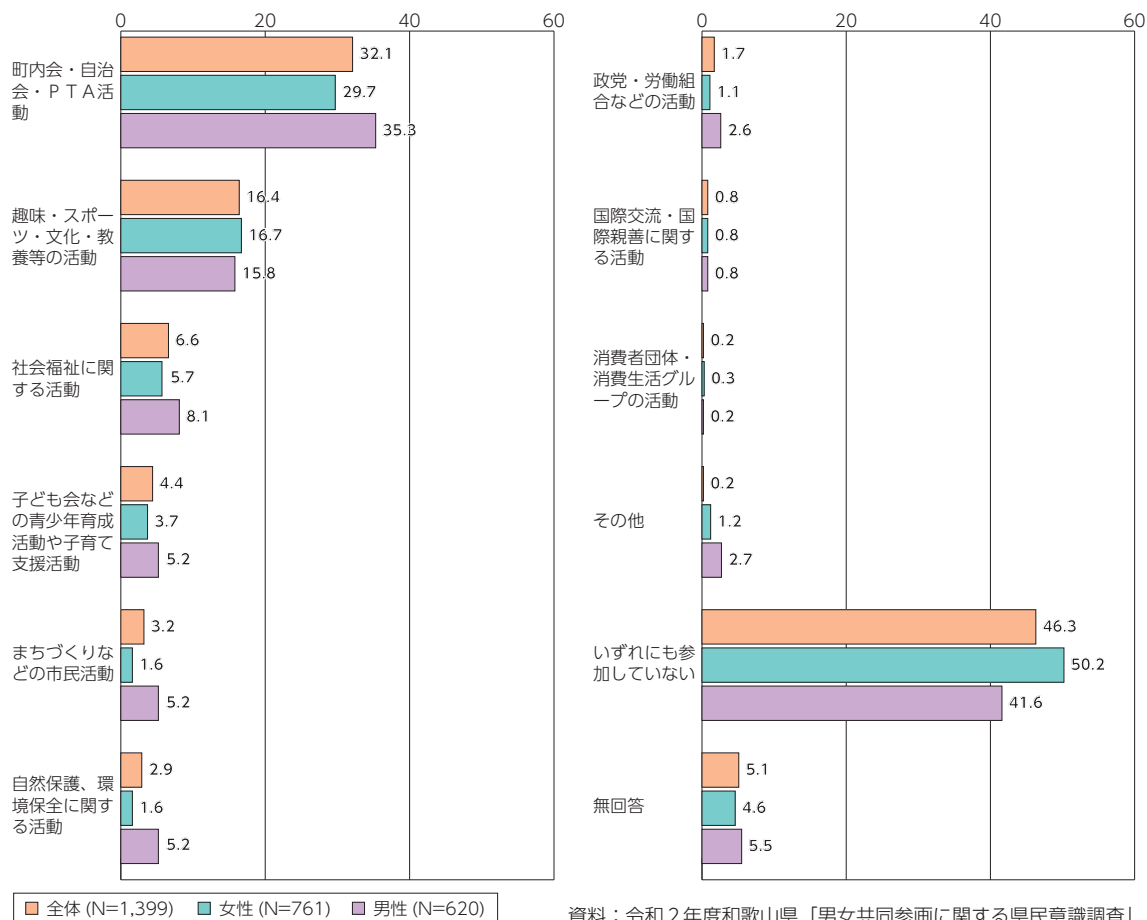


- ◇ 妻の育児・家事関連時間（423分）は夫の7.4倍と長く、育児・家事等の負担が妻に偏っていることがわかりました。
- ◇ 夫の育児・家事関連時間（57分）は平成23（2011）年と比較すると増加しましたが、全国（83分）と比べて依然短くなっています。

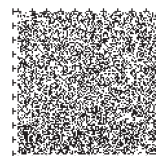


(4) 社会参加の状況

◎ 現在参加している社会活動、地域活動



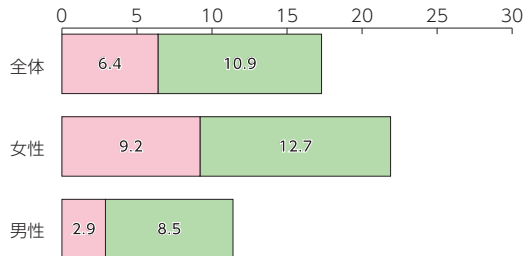
- ◇ 「町内会・自治会・PTA活動」が約3割、「趣味・スポーツ・文化・教養等の活動」が1割半ば、それ以外の活動は1割未満となりました。
- ◇ 「いずれにも参加していない」という人の割合が男女ともに最も高く、特に女性が男性よりも高くなりました。
- ◇ 参加している活動としては、男女ともに「町内会・自治会・PTA活動」が最も高くなりましたが、男性が女性より5.6ポイント高くなっています。



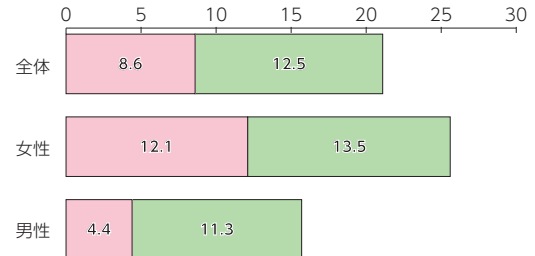
4 男女間の暴力

◎ 配偶者や恋人からの暴力の経験

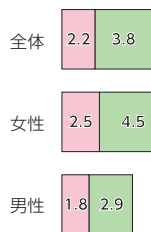
①なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりする等の身体的暴力を受けた



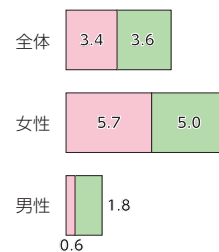
②人格を否定するような暴言、脅迫やおどし、何を言っても無視する等の精神的暴力を受けた



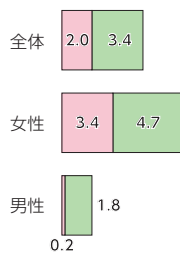
③友人や家族に会わせない、外出させない、メール・SNSを勝手に見る等の社会的暴力を受けた



④生活費を渡さない、借金を強いる、収入を教えない等の経済的暴力を受けた



⑤見たくないのに、アダルトビデオ等を見せられたり、嫌がっているのに性的行為を強要したり、避妊に協力しないなどの性的暴力を受けた

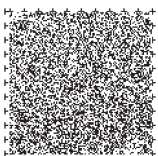


全体：1,399件
女性：761件
男性：620件

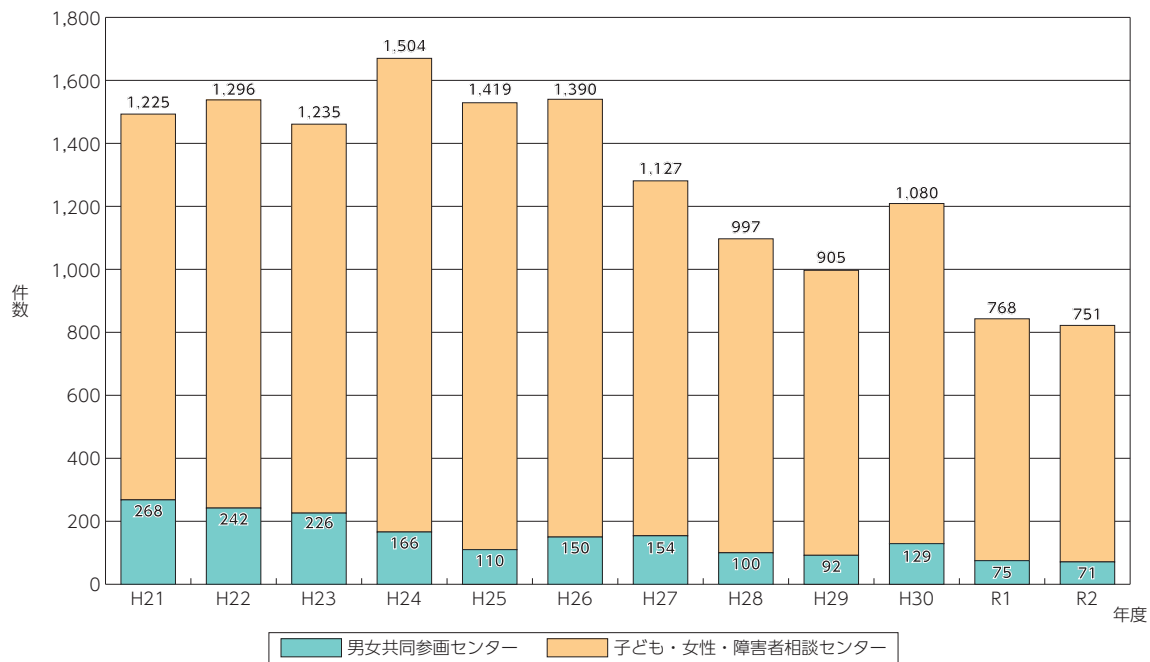
何回もあった 1、2回あった

資料：令和2年度和歌山県「男女共同参画に関する県民意識調査」

- ◇ 全ての項目において、女性の方が暴力を受けた割合が高くなりました。
- ◇ 女性では2割以上の方が「①身体的暴力」、「②精神的暴力」を受けていることがわかりました。
- ◇ 男女ともに、「②精神的暴力」を受けている人が最も多いことがわかりました。

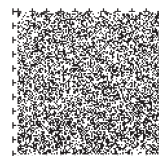


◎ ドメスティック・バイオレンス（DV）に関する相談状況

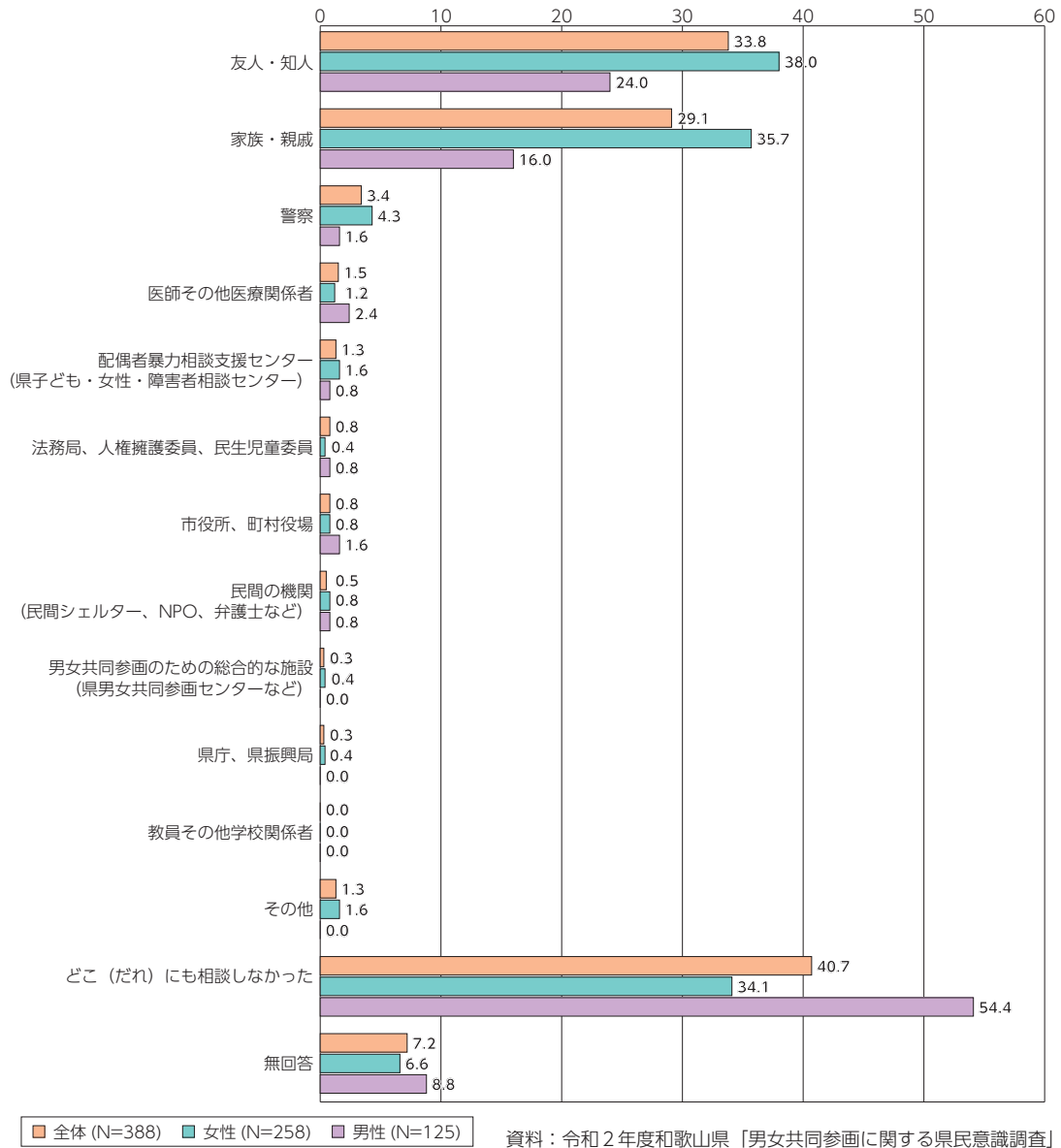


資料：子ども未来課、青少年・男女共同参画課調べ

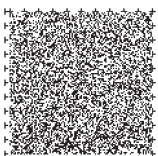
- ◇ 県男女共同参画センター及び県子ども・女性・障害者相談センターにおけるDVに関する相談件数は、近年1,000件前後で推移しています。
- ◇ 令和2（2020）年度の相談件数は822件で、前年度より21件減少しました。



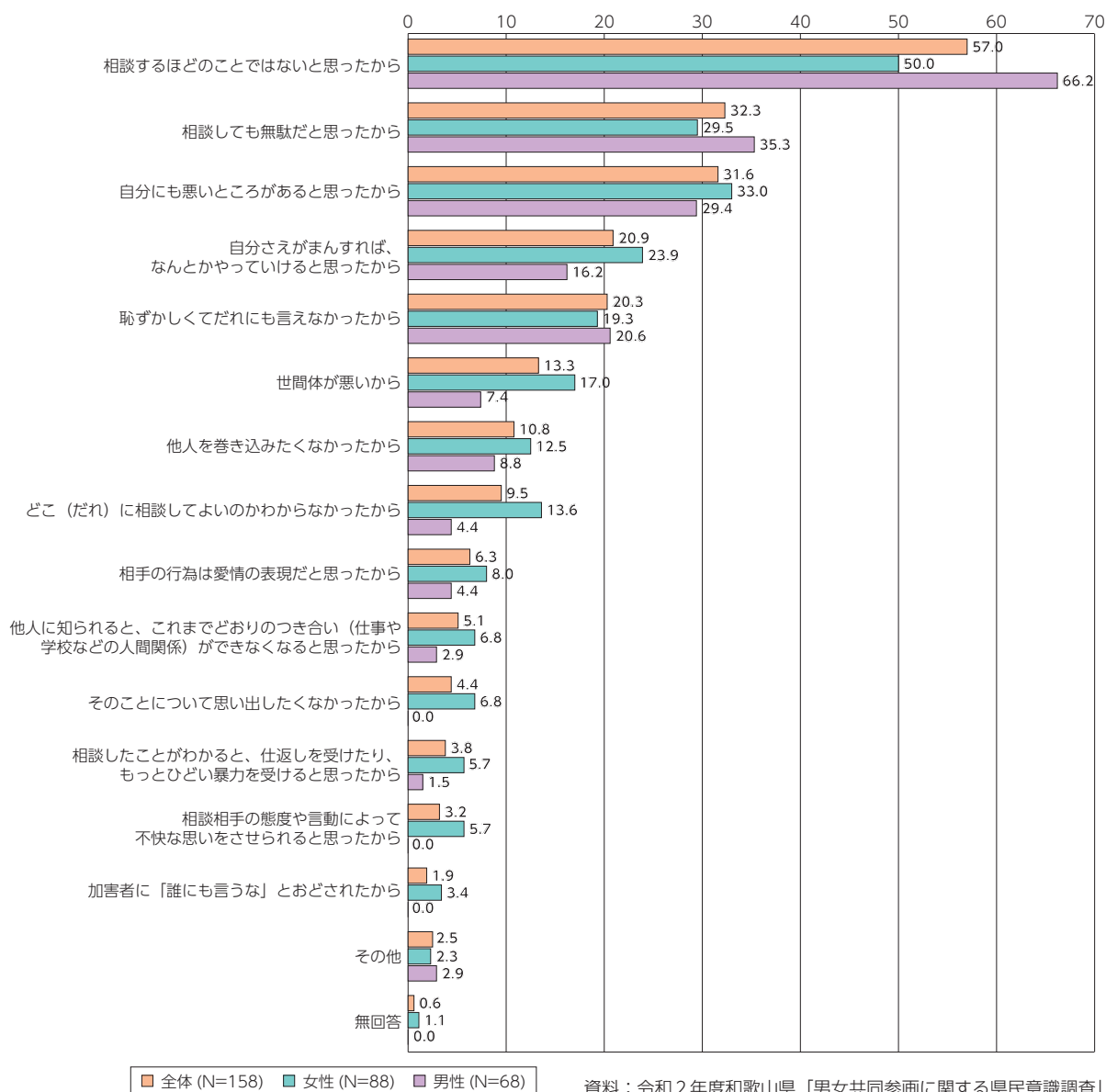
◎ 実際の相談先



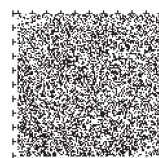
- ◇ 実際の相談先で最も多かったのは「友人、知人」で次いで「家族、親戚」でした。
- ◇ 「どこ(だれ)にも相談しなかった」が男女ともに最も高く、特に男性では女性に比べて20.3ポイント高くなりました。

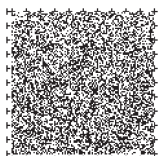


◎ 相談しなかった理由

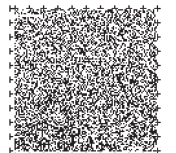


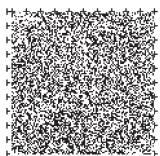
- ◇ 男女ともに「相談するほどのことではないと思ったから」が5割以上となり、特に男性では女性より16.2ポイント高くなりました。
- ◇ 「世間体が悪いから」、「どこ（だれ）に相談してよいのかわからなかったから」ではいずれも女性が男性よりも高く、差がみられました。





第3章 | 施策の方向





第3章 施策の方向

I 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

男女が互いの個性と能力を十分に発揮しながら利益を等しく受け、共に責任を分かち合うことができる男女共同参画社会の実現は、すべての人が人間として誇りを持ち、精神的・経済的豊かさを実感しつつ安心して生き生きと暮らすために必要不可欠です。

男女共同参画社会の実現を阻害する要因として、「男性は仕事、女性は家事・育児」といった固定的性別役割分担意識や、「男性は家事が下手だ」「女性は細やかな気遣いができて気が利く」といった無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）等の性差に関する偏見が挙げられます。男女共同参画社会の実現に向け、すべての取組の基礎となるのが「意識」です。

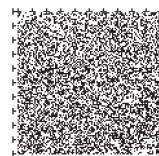
男女共同参画の視点に立った法律や制度が整備され、男女共同参画の意識も以前に比べると浸透してきましたが、県民意識調査によると、「社会通念・慣習・しきたりなど」、「政治の場」、「社会全体」における男女の地位の平等感について、『男性優遇』と回答した人は6割を超えています。

県では、わかりやすく親しみやすい啓発活動を通じ、男女共同参画社会の実現に向けた意識づくりに取り組んできましたが、市町村や関係機関との連携を一層強化し、取組を進めます。

1 男女共同参画に向けた意識改革

男女共同参画の推進は、女性だけでなく男性にとっても暮らしやすい社会の実現につながるものであるという理解を深めることが必要です。固定的性別役割分担意識の緩和は、男性の人生においても自由な選択を可能にするとともに、家事・育児・介護といったケアワークへの男性の参画を促すことにより、生活に必要なスキルの習得につながり、男性の自立した生活の維持に資するものとなります。

あわせて、女性の中にある固定的性別役割分担意識についての意識改革にも取り組みます。



(1) 広報・啓発活動の充実

県は、男女共同参画の推進に向けた県民の意識啓発に努めていますが、高齢者、若者、子供等年齢や性別にかかわらず、あらゆる人々が男女共同参画を身近な問題として捉えることができるよう、わかりやすい広報・啓発活動に努めます。

県民意識調査では、「男性は仕事、女性は家事・育児」など、性別によって男女の役割を決めるような考え方について、男女ともに『否定的な意見』が年々増加していますが、『否定的な意見』の女性が73.0%である一方、男性では59.6%と男女間で差がみられました。

男性の固定的性別役割分担意識を解消し、地域生活・家庭生活へ参画することで豊かな人生につながるという意識の醸成を図れるよう、工夫を凝らした広報・啓発活動に努めます。

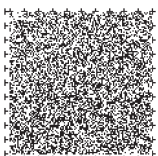
また、企業、各種団体、地域住民等の県民がそれぞれの立場で主体的に取り組む推進活動に対し、情報提供などの支援に努めます。

具体的施策

○男女共同参画センター“りいびる”による広報・啓発活動 ・ 固定的な男女の役割分担意識の解消のための意識啓発 数値目標	青少年・男女共同参画課
○すべての人々の人権が尊重されるための啓発活動の推進（（公財）和歌山県人権啓発センターへの委託実施を含む） ・ 人権啓発のための研修会・講座の開催 ・ 人権啓発のための企業や市町村等における指導者の養成 ・ 研修会等への講師派遣 ・ 人権啓発教材に関する情報提供	人権施策推進課
○NPOに対する情報提供	県民生活課県民活動団体室
○県広報物における固定的な性別役割表現や性差別的な表現、結果的にこれらを助長するような表現が行われないための取組	青少年・男女共同参画課

(2) 調査・研究及び施策への取り入れ

社会のあらゆる分野において、男女が、主体的で自由な選択ができる環境を整えるためにはどのような取組が必要であるのかを把握するため、定期的な県民意識調査の実施、各種男女共同参画推進施策の進行管理とその評価など、調査・分析・公表を継続的に行い、その結果を県及び市町村施策へ反映できるよう努めます。



具体的施策

○男女共同参画に関する各種アンケート調査等の実施と結果の公表 ・ 定期的な県民意識調査の実施と結果の公表 ・ その他男女共同参画に関する各種統計調査等の実施と結果の公表	青少年・男女共同参画課
○男女共同参画に関する情報収集・分析、年次報告での公表	

2 相談体制の充実・相談窓口の広報

男女共同参画センター“りいぶる”の相談窓口には、男女を問わず、夫婦の問題や親子の問題、仕事・職場の問題、生き方や暮らしの問題などさまざまな相談が寄せられています。利用者にとって相談しやすいセンターとなるよう相談員の資質向上や関係機関との連携を強化し、相談体制の充実に努めるとともに、男女共同参画に関する活動及び交流の拠点である男女共同参画センター“りいぶる”の認知度を向上させるため広報・啓発活動に努めます。

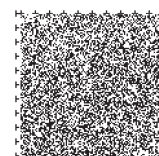
また、このような相談が男女共同参画センターにとどまることなく、住民により身近な市町村をはじめとする各種相談窓口で受けられる体制づくりに努めます。

具体的施策

○相談体制の充実 ・ 男女共同参画センター“りいぶる”での各種相談の実施 ・ 相談窓口活用に向けた広報の実施 数値目標 ・ 住民により身近な機関等で相談が受けられる体制づくり	青少年・男女共同参画課
・ 人権局、各振興局及び（公財）和歌山県人権啓発センターに「人権相談窓口」を設置し、人権相談を実施	人権政策課
○関係機関の連携 ・ 和歌山県人権相談ネットワーク協議会（22相談機関）及び各振興局人権相談ネットワーク協議会における研修会の実施等	人権政策課

3 男女共同参画推進のための教育等の充実

将来を担う若い世代が男女共同参画の意識を身に付け、行動することは、男女共同参画社会の実現に大きく寄与すると同時に、一人一人の可能性を広げ、充実した人生を送ることにつながります。そのため、子供の頃からの学校や家庭での教育の推進が重要です。



(1) 学校教育での取組の充実

男女共同参画社会の実現には、次世代を担う子供たちへの男女平等を推進する教育が欠かせないものとなっています。

学校教育全体を通じ、人権の尊重、男女の平等や男女が協力して生活することの重要性などについて、発達段階に応じた指導の充実を図り、一人一人の個性や能力を尊重しながら、児童生徒が主体的に学び、考え、行動する姿勢を育むよう努めます。

また、学校運営が性別に基づく固定的な役割分担を前提に行われないう、各学校に対する働きかけを行います。

特に進路指導については、性別にかかわらず個性や能力を発揮できる男女共同参画の視点に基づき、生涯を見通した総合的なキャリア教育により、児童生徒自身が自らの生き方を考え、主体的に進路を選択する能力・態度を身に付けるように指導します。

また、児童生徒一人一人が高い職業意識を育めるよう、地域の事業所等と連携・協働して、小学校、中学校、高等学校等の各段階に応じた、職場見学、職場体験、インターンシップ等の取組を推進します。

具体的施策

○男女平等教育の推進 ・男女平等の視点に立った学校内の慣行の見直し ・すべての教科・領域における男女平等教育の推進	教育委員会 県立学校教育課 義務教育課
○男性がより多く参加できる授業参観の実施	
○男女共同参画の視点に基づいた進路指導の充実 ・性別ではなく、個性と能力に応じた進路指導の徹底 ・職業選択や就業に当たっての心構え等についての意識の醸成	

(2) 男女共同参画の視点に立った家庭教育支援の推進

家庭での教育は、男女が互いの人格や個性を尊重し、助け合うような人間形成の基礎を築く大切なものです。親世代の意識や生活態度は、子供に大きな影響を与えます。

そのため、子育て中の親やこれから親になる人たちを対象に、男性の子育て参加を促すなど、男女共同参画の視点に立った家庭教育に関する学習機会の充実に努めます。

具体的施策

○家庭教育支援 ・ 家庭の教育力の向上を図るための学習機会の提供 ・ 家庭の教育力の向上を図るための情報の提供	教育委員会 生涯学習課
---	----------------

(3) 生涯学習等の推進

あらゆる分野で男女がともに、個性や能力を発揮できる社会を実現するため、学校施設や青少年・社会教育施設、インターネット等の情報通信技術などを有効活用しながら、主体的に考え、男女共同参画の視点で行動できる人材の育成を図るとともに、生涯にわたる学習機会の確保と内容の充実に努めます。

また、女性の社会参画を促進するため、様々なニーズに対応できる生涯学習や能力開発のための学習メニューの充実、情報提供・ネットワークづくり等を支援します。

具体的施策

○主体的に考え、行動できる人材の育成を図るための学習機会の提供 ・ 社会教育行政関係者、地域の活動者、大学等と協力連携による講座の開催	教育委員会 生涯学習課
○生涯学習に関する情報の提供 ・ 学習メニューブック及びインターネット等を活用した学習メニューの紹介	
○公民館等地域の社会教育施設を活用した活動に対する支援	
○生涯学習の場を充実させるための学校施設の開放促進	
○生涯学習機会と内容の充実	
○地域女性団体の育成と活動の活性化	青少年・男女共同参画課
○青少年施設を活用した青少年の健全育成や生涯学習の充実	
○男女共同参画センター“りいびる”による男女共同参画に関する講座の開催	
○男女共同参画センター“りいびる”図書・情報資料室による学習機会の提供	

Ⅱ 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり

誰もが互いの人権を尊重し、生涯を通じて心身ともに健康で安全・安心な暮らしができることは、男女共同参画社会の実現にあたっての前提です。

暴力は、重大な人権侵害であり、殴る蹴るといった身体的な暴力のみならず、言葉による精神的暴力、性的暴力等の、あらゆる暴力の根絶に向けた取組及び被害者救済のための基盤整備を進めます。

また、男女の性差を踏まえて生涯を通じた健康を支援するとともに、さまざまな困難を抱えた人への支援に努めます。

1 男女間のあらゆる暴力の根絶

男女間の暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画を進める上でも克服すべき重要な課題です。その背景には、男女の固定的役割分担意識や経済力の格差、上下関係など男女の置かれている構造的な問題が存在し、被害者は周囲に打ち明けづらいため、暴力が潜在化しやすく、被害が深刻化する傾向があります。

県民意識調査によると、「配偶者や恋人から殴られたり蹴られたりするなど身体的な暴力を受けた経験がある」と回答した人は17.3%（女性21.9% 男性11.4%）ですが、そのうち4割以上の人々が、家族、友人や公的機関を含め「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答しています。

また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、生活不安や在宅時間の増加といった理由から、全国的に配偶者等からの暴力（DV：ドメスティック・バイオレンス）の相談件数が増加していることが報告されています。

こうした状況を踏まえ、人権を尊重し、男女間のあらゆる暴力の根絶に向けて、暴力のさまざまな形態に応じた防止対策、被害者が相談しやすい環境の整備、法に基づく厳正かつ適切な対処を行う必要があります。特に、加害者や被害者になることを未然に防ぐためには、若年層に対する教育や啓発が重要です。

情報通信技術の進展に伴い、マスメディアから個人レベルでのSNSなどインターネットで簡単に情報の受発信が行える時代になり、暴力を助長・連想させるような表現や過度の性的な表現に触れる機会が増加しています。男女共同参画や人権尊重の視点に立った表現の重要性を周知啓発するとともに、情報を主体的に読み解き、活用する能力の向上を図ります。

(1) 配偶者等からの暴力への対策の推進

① ドメスティック・バイオレンスに対する社会的認識の徹底

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」及び「和歌山県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」の周知を図り、配偶者等からの暴力などドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることを広く周知するため、啓発活動の充実に一層努めます。

また、若者を中心として交際相手を束縛するなどの「デートDV」（※）も問題となっています。将来、配偶者間でのDVにつながる危険性も指摘されており、中学生・高校生へのデートDV防止教育など予防のための取組を一層進めます。

※デートDV

若い世代を中心におこる交際相手から受ける暴力のこと。「殴る」、「蹴る」といった「身体的な暴力」だけでなく、言葉による「精神的な暴力」、交際相手以外の人とのつき合いを制限するような「社会的な暴力」など、相手を一方的に支配しようとするもの

具体的施策

○DVをなくすための意識啓発の実施	青少年・男女共同参画課
○「女性に対する暴力をなくす運動」の実施	青少年・男女共同参画課 子ども未来課 警察本部 人身安全対策課 教育委員会 教育支援課
○DV防止及びデートDV予防教育に関する講座等の実施 数値目標	青少年・男女共同参画課 教育委員会 教育支援課

② 相談体制の充実等

DVは、経済的、社会的、精神的な要因が絡み合うことが多く、被害者の「知られたくない」という気持ちが、事態を潜在化、深刻化させる場合もあります。

子ども・女性・障害者相談センター（配偶者暴力相談支援センター）や男女共同参画センター、警察などの各相談窓口の周知、被害者が相談しやすい体制整備を進めるとともに、不適切な対応により更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう相談担当者の資質向上に努めます。また、各種相談窓口間のネットワークを強化して未然防止、早期発見、早期対応が迅速に行えるよう、相談体制の充実を図ります。

具体的施策

○相談窓口の機能強化 ・市町村 ・女性相談所（配偶者暴力相談支援センター） ・各振興局健康福祉部 ・警察本部及び各警察署 ・男女共同参画センター“りいぶる” ・国際交流センター	子ども未来課 青少年・男女共同参画課 警察本部 人身安全対策課 国際課
○相談機関の連携強化	
○相談窓口活用に向けた広報の実施	
○相談・保護・自立支援機能の充実と相談しやすい雰囲気づくり	
○民間支援団体の取組支援	
○DVに関する調査研究	青少年・男女共同参画課

③被害者の保護・自立支援、暴力行為への厳正な対処

被害者からの相談に対し、適切な対応策や自衛策を助言するなど親身な対応に努めます。特に、子供が同居する家庭でのDV「面前DV」は、子供に心理的外傷を与える児童虐待（心理的虐待）に該当することから、適正に対処します。

被害者等の迅速な保護を行うため、警察、市町村、民間支援団体等と連携し、緊急一時保護体制の充実を図ります。

また、被害者の自立のための就業や住宅に関する支援を行います。

一方、暴力行為に対しては、検挙等の厳正な措置を講じます。

具体的施策

○民間支援団体による活動への支援	青少年・男女共同参画課 子ども未来課 警察本部 広報県民課 県民生活課
○市町村、各種相談機関はじめDV被害者を支援するためのネットワーク形成	青少年・男女共同参画課
○福祉事務所、公共職業安定所、裁判所等関係機関との連携による被害者の自立支援	子ども未来課
○婦人保護施設や母子生活支援施設、公営住宅等被害者の新しい生活の場を確保するための支援	子ども未来課 建築住宅課
○暴力行為に対する積極的な対応 ・検挙活動の推進 ・暴力の制止及び被害者の保護等の実施	警察本部 人身安全対策課

(2) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

職場をはじめ、学校や地域社会等のあらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するため、セクシュアル・ハラスメントは人権侵害であることを広く啓発します。

具体的施策

○教育現場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策 ・会議・通達文等の機会を利用した学校現場の指導 ・セクシュアル・ハラスメント防止のための教職員に対する研修の実施 ・学校での取組についての保護者等に対する周知	教育委員会 県立学校教育課 義務教育課 教職員課
○ハラスメントのない職場づくりに向けた啓発 ・セミナー開催 ・啓発ビデオの案内等、企業での職場内研修促進のための情報提供	労働政策課
○男女共同参画センター“りいびる”による広報・啓発活動（再掲） ・職場のセクシュアル・ハラスメント防止対策	青少年・男女共同参画課
○職員に対するハラスメント防止に向けた取組 ・防止のための研修の実施 ・被害にあった職員が相談しやすい環境整備	監察査察課 人事課 教育委員会 総務課 警察本部 警務課

(3) 性犯罪等への対策の推進

①性犯罪・ストーカー行為・売買春・人身取引等への対策の推進

女性や子供等を対象とした犯罪は依然として多発しています。性犯罪やストーカー行為、売買春、児童買春・児童ポルノ等の児童の性的搾取事案、人身取引等は、重大な犯罪であり、人間の尊厳を傷つけ、人権を軽視するもので、決して許されるものではありません。これらの犯罪に対しては、各関係法令に基づき取締りを強化するとともに検挙措置等を厳正に講じます。

また相談や情報の提供等により被害者を支援するほか、犯罪の防止に向けた取組を推進します。

具体的施策

○女性・子供に対する防犯指導の実施等 ・女性・子供を対象とした防犯情報の提供 ・女性・子供を対象とした防犯指導の実施、防犯機器の貸与等	警察本部 生活安全企画課 人身安全対策課 県民生活課
○自主防犯活動への支援・協力 ・各種ボランティア団体等による自主的なパトロール活動に対する支援 ・子供緊急避難場所「きしゅう君の家」に対する協力	警察本部 生活安全企画課 人身安全対策課
○安全・安心まちづくりの推進 ・被害に遭わない道路、公園等の整備促進 ・風俗営業店等に対する立入調査の実施	
○性犯罪指定捜査員の資質向上のための取組 ・研修、指導教養等	警察本部 捜査第一課
○性犯罪捜査体制の整備 ・性犯罪指定捜査員の育成及び選考 ・被害申告・相談をしやすい環境の整備 ・被害届の即時受理の徹底 ・捜査段階における二次的被害の防止 ・警察における相談窓口「#8103（ハートさん）」の周知や支援の充実	
○性犯罪の潜在化防止に向けた相談しやすい体制づくり ・性犯罪被害相談電話「#8103（ハートさん）」の設置 ・相談室の設置促進	警察本部 広報県民課
○青少年・保護者に対する啓発の実施 ・被害防止のための注意喚起 ・不審者等に遭遇した際の対応方法についての啓発 ・ネット・リテラシー（※）の向上に向けた啓発	青少年・男女共同参画課

○売春防止法等の関係規定の厳正かつ的確な適用	警察本部 生活安全企画課 生活環境課
○女性相談所、各振興局健康福祉部の女性相談員による対象者の保護と自立のための支援	子ども未来課
○少年サポートセンターの運営 ・「ヤングテレホン・いじめ110番」及び「メール相談」による被害児童の把握 ・関係機関と連携した保護活動の充実強化	警察本部 少年課
○児童買春・児童ポルノ法等に基づく厳正かつ的確な取締り	
○被害児童に対する相談、一時保護、児童福祉施設への入所等適切な処遇	子ども未来課
○人員体制の整備	警察本部
○ストーカー規制法及び各種法令の積極的な適用	人身安全対策課
○被害者に対する的確な援助の実施	
○広報・啓発活動の推進	
○関係機関との連携の強化	
○不法就労の取締り強化及び不法就労をなくすための広報・啓発	警察本部 生活安全企画課 生活環境課

※ネット・リテラシー ネットからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力のこと。ネットから発信される情報をそのまま受け取るのではなく、ときには批判的な視点をもって読み解き、自分で使いこなす力

②被害者支援の充実・被害者への配慮

性犯罪被害者の精神的負担を緩和し、かつ二次的被害が生じることのないよう、性犯罪被害者が希望する性別の警察官による被害者の心情に配慮した事情聴取の実施や、性犯罪被害者の希望に応じた情報提供やパトロール等、再被害防止に向けた取組を推進します。

また、性暴力救援センター和歌山（通称「わかやまmine（マイン）」）では、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターとして、心身の健康の回復を支援するため、24時間・365日、いつでも必要なときに被害について相談でき、必要な支援が受けられるよう、警察、医療機関等との連携を強化することにより、切れ目のない相談支援体制の充実に努めます。

さらに、これまで以上に被害者の方々の権利の保護、被害の軽減と早期回復を図るため、平成31（2019）年4月に『和歌山県犯罪被害者等支援条例』を施行、令和2（2020）年4月には『和歌山県犯罪被害者等支援基本計画』を策定し、関係機関・団体が連携して被害者等のニーズに応じた必要な支援を途切れなく提供できるよう取り組みます。

具体的施策

○性犯罪被害者への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関との連携による被害者支援の拡充 ・ 性犯罪指定捜査員等の資質・能力向上のための指導教養 ・ 産婦人科医師会とのネットワークの活用と連携の強化 ・ 交番等への女性警察官の配置 ・ 一時保護受入体制の整備 ・ ボランティアによる中長期的支援 	警察本部 捜査第一課 地域指導課 県民生活課 子ども未来課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活資金の貸付けや弁護士相談の公費負担等の支援 ・ 医療機関における経費負担の緩和 	県民生活課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 痴漢被害相談所の設置（JR和歌山駅2階鉄道警察隊） ・ 痴漢被害防止広報の実施（鉄道警察隊） 	警察本部 広報県民課 警察本部 地域指導課

（4）各種メディアにおける男女の人権の尊重

県民意識調査によると、メディア（新聞・雑誌・テレビ・インターネット等）における性や暴力表現については、「そのような表現を望まない人や子供の目に触れないような配慮が足りない」、「女性（または男性）の性的側面を過度に強調するなど、いき過ぎた表現が目立つ」、「社会全体の性に関する道徳観・倫理観が損なわれている」の意見が上位を占めています。各種メディアにおいて、男女間の暴力行為を助長したり連想させる表現や、過度の性的な表現が多く存在する中、表現の自由を十分尊重しつつ、男女共同参画の視点に立った表現や人権を尊重した表現の重要性を周知啓発します。

また、青少年をこのような表現から守るため、和歌山県青少年健全育成条例を適正に運用し、有害環境の調査、浄化のための取組を強化するとともに、インターネットを活用した情報の受発信が適切に行えるよう情報モラル教育を推進し、主体的にインターネットの情報を読み解いていく能力（ネット・リテラシー）の向上を図り、有害情報などを背景にした犯罪を予防・排除するための取組を一層進めます。

さらに、インターネット上における違法な性・暴力表現の流通等の取締りを強化します。

具体的施策

○男女共同参画センター“りいびる”による広報・啓発活動（再掲）	青少年・男女共同参画課
○和歌山県青少年健全育成条例による有害環境の調査 <ul style="list-style-type: none"> ・有害環境の調査 ・立入調査員の指定と調査員の研修 ○和歌山県青少年健全育成条例による有害環境の浄化 <ul style="list-style-type: none"> ・和歌山県社会福祉審議会児童福祉専門部会文化財部会に対する映画・図書等の優良推奨、図書等の有害指定等に関する諮問 ・有害図書等の指定に伴う関係者への通知による有害図書等の排除 ・和歌山県青少年健全育成条例の周知徹底を図るための解説書・しおり等の作成 ・和歌山県青少年健全育成条例によるテレホンクラブ等営業に係る広告物等の制限及び利用カードの販売規制 ・夜間興行所への立入調査と指導による有害環境の浄化 	
○インターネットを利用した男女の人権侵害に対する取締り強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ネットストーカー行為に対する取締り強化 ・出会い系サイト等を利用した女性の人権侵害に対する取締り強化 ・わいせつ画像公然陳列事件の取締り強化 ・インターネットを利用した違法行為事案に対するサイバーパトロールの実施 	警察本部 人身安全対策課 少年課 生活環境課 サイバー犯罪対策課
○出会い系サイト等による有害環境の排除 <ul style="list-style-type: none"> ・「出張!県政おはなし講座」による教育機会の提供 ・リーフレットの配布等による啓発活動の推進 	青少年・男女共同参画課 教育委員会 教育支援課
○青少年・保護者に対する啓発の実施（再掲） <ul style="list-style-type: none"> ・被害防止のための注意喚起 ・不審者等に遭遇した際の対応方法についての啓発 ・ネット・リテラシーの向上に向けた啓発 	青少年・男女共同参画課

2 男女が互いの性を尊重する意識づくり・健康づくり

男女が互いの性を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画を進める上で重要な課題です。この課題に取り組むために、性に関する正しい知識を身に付け、適切に行動できるよう、発達の段階に応じた教育を推進することが必要です。女性は妊娠・出産の生理的機能を有しており、一生を通じて男性とは異なる健康上の課題に直面します。男女が互いの性について理解を深めることで意思を尊重し合い、生涯にわたり健康と安全が確保されるよう対策を進めます。

晩婚化等による出産の高齢化により、ハイリスク分娩が増加傾向にあることや、低出生体重児が増加していることから、安心して安全に子供を産むことができるよう、より安定的な周産期医療（※）体制の充実に努めます。

※周産期医療

分娩前後の母子のさまざまな危険を予防する上で、極めて重要な期間である妊娠満22週以降、生後1週間未満の母子に対する医療

（1）適切な性教育の推進

インターネット等の普及により、性情報の氾濫が問題となっている現状を踏まえ、情報を適切に取捨選択し、自己の成長発達に役立てる能力を身に付けられるよう指導するとともに、心のつながりや命の大切さを重視し、児童生徒の発達の段階を踏まえた、学習指導要領に基づく性に関する指導を実施します。また、関係機関等と連携し、望まない妊娠や性感染症（HIV感染等）などに対する正しい知識の普及に努めます。

また、家庭や地域においても、妊娠・出産をはじめ性の問題に関する正しい理解が得られるよう、家庭教育等を推進するとともに、学習機会を提供します。

具体的施策

<p>○思春期保健対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・命の尊さや性に関する正しい知識を普及するための思春期講座の実施 ・高校生を対象に、仲間同士で正しい知識を広めてもらうためのピア・エデュケーション（※）事業の実施 ・望まない妊娠を防ぐための知識の普及啓発 数値目標 ・性感染症を防ぐための知識の普及啓発 	健康推進課
<p>○学校における性に関する指導の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性に関する現代的な課題を踏まえ、児童生徒の発達の段階に応じた性に関する指導を行うための手引書の作成及び教職員に対する研修の実施 ・学習指導要領に基づき、学校教育活動全体を通じた性に関する指導の実施に係る体制の整備 	教育委員会 義務教育課 教育支援課

※ピア・エデュケーション 仲間同士による教育

(2) 生涯を通じた健康支援

男女とも仕事や家事・育児などからくるさまざまなストレスによって健康を損なうことがあります。不規則な生活習慣や運動不足等により糖尿病等の生活習慣病の有病者も増加していることから、生涯を通じた心身の健康支援を行います。

特に女性については、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等の各ライフステージに応じた健康の保持増進ができるよう、心の悩みも含めて気軽に相談できる体制の充実を図ります。さらに、女性に特有のがん（子宮頸がん・乳がん等）の検診受診率を上げるよう取組を進め、予防・早期発見に努めます。

また、生活習慣病や骨粗しょう症等を予防するため、正しい知識と健診の必要性についての普及啓発及び健診体制を一層充実し、県民一人一人が自己の健康を適切に管理・改善するための健康教育の充実を進めます。

具体的施策

○思春期保健対策（再掲） ・命の尊さや性に関する正しい知識を普及するための思春期講座の実施	健康推進課
○男女共同参画センター“りいびる”での各種相談の実施（再掲）	青少年・男女共同参画課
○和歌山県健康増進計画による健康づくり支援 ・生活習慣病等についての正しい知識の普及、県民一人一人が主体的に取り組む健康づくりの促進	健康推進課
○生活習慣病予防対策 ・特定健康診査・特定保健指導の広報による受診促進 ・健診に携わる職員を対象とした研修の実施	健康推進課 国民健康保険課
○検診体制の一層の充実 数値目標 ・精度管理の充実、検診に携わる職員を対象とした研修の実施、がん検診車の整備	健康推進課
○生涯にわたるスポーツ活動の推進 ・総合型地域スポーツクラブの育成 数値目標	教育委員会 スポーツ課

（3）妊娠・出産期における女性の健康支援

近年、本県の出生数は減少傾向にあり、高齢での出産割合の増加や低出生体重児の増加などにより、リスクの高い妊産婦や新生児に対する対応が求められるようになっていきます。県内の分娩を取り扱う医療機関の数が減少傾向にある中、安心して子供を産み育てることができる医療体制の確保が必要です。

周産期における母子の健康が十分に確保されるよう、総合周産期母子医療センター（県立医科大学附属病院）を中心とし、地域周産期母子医療センター（日本赤十字社和歌山医療センター・紀南病院）をはじめ、地域の周産期医療関連施設と連携・協力しながら周産期医療体制の充実を図るとともに、妊娠から出産まで一貫した母子保健サービスの提供のため、市町村が行う母子保健事業の支援に努めます。

また、不妊で悩む夫婦に対する情報提供や、相談業務の充実を図ります。

具体的施策

○周産期医療体制の充実 ・総合周産期母子医療センター（県立医大附属病院）を中心とした県周産期医療体制の充実	医務課
○母子保健医療費助成 ・未熟児に対する医療の給付	健康推進課
○母子保健推進 ・衛生教育の実施 ・妊娠から出産まで一貫した母子保健サービスの提供	
○不妊で悩む夫婦のための相談体制の充実、不妊治療費の助成	

（４）H I V／エイズ等の性感染症対策、薬物乱用対策、喫煙・飲酒対策の推進

H I V／エイズやその他の性感染症に関する正しい知識の普及啓発や相談しやすい体制の整備とともに、児童生徒の発達段階に応じた適切な教育の充実を図ります。

麻薬、覚醒剤、大麻等の乱用は、本人の心身の健康をむしばむだけにとどまらず、青少年の健全な育成を阻み、家庭崩壊の原因や、妊娠中の胎児への影響や凶悪な犯罪行為等につながるおそれもあることから、各団体とも連携し、各種啓発活動や相談機能の充実を図るとともに、薬物の再乱用を防止するため依存症者に対する支援体制の構築を図ります。

喫煙や過度の飲酒は、健康上大きな問題があり、特に女性の飲酒には、乳がんや胎児性アルコール依存症候群などのリスクの増大や、早期に肝硬変やアルコール依存症になり易いなどの飲酒リスクがあることから、健康被害に関する情報提供を行います。

また、職場や公共の場所における受動喫煙防止対策の普及促進を図ります。

具体的施策

★HIV／エイズ等の性感染症対策の推進

<p>○エイズ予防対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ HIV抗体検査、夜間即日検査及びカウンセリング並びに拠点病院の整備 ・ エイズ電話相談の実施 ・ 命の尊さや性に関する正しい知識を普及するための思春期講座の実施（再掲） 	健康推進課
<p>○学校教育での取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒の発達の段階に応じた性に関する指導を行うための教職員に対する研修の実施 ・ 学習指導要領に基づき、教科や特別活動等、学校教育活動全体を通じた性に関する指導の充実 	教育委員会 教育支援課

★薬物乱用対策の推進

<p>○薬物乱用防止のための啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動、麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動の実施 ・ 薬物乱用防止指導員による地域での啓発 	薬務課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「夏の子供を守る県民運動」における広報・啓発運動の推進 ・ 情報モラル講座や出張！県政おはなし講座による啓発 	青少年・男女共同参画課
<p>○薬物相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の保健所、薬務課に設置している相談窓口の活用 	薬務課
<p>○再乱用防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 再乱用防止対策にかかる関係機関・団体との会議等を通じた連携強化 	
<p>○学校教育での取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 警察官や薬剤師等を講師とした薬物乱用防止教室の開催の促進 ・ 教科、特別活動等における指導 	教育委員会 教育支援課
<ul style="list-style-type: none"> ・ NO!DRUG!フェスティバルの開催(薬物乱用防止中学生大会) ・ 薬物乱用防止教室開催の促進及び講演を行う講師の登録・運営 	薬務課

★喫煙・飲酒対策の推進

<p>○20歳未満の者に対する喫煙防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関・団体と連携した街頭啓発 ・ 販売店への立入調査の実施と違反業者に対する指導 ・ 教育機関や事業者への情報提供 	<p>青少年・男女共同参画課</p>
<p>○喫煙対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童、生徒を対象とした防煙教育の実施 ・ 禁煙指導者講習会の開催 ・ 「世界禁煙デー」等に合わせた各地域での啓発 ・ 禁煙外来、禁煙サポート薬局等の情報提供 	<p>健康推進課</p>
<p>○飲酒対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多量飲酒の害や節度ある飲酒の啓発 ・ 20歳未満の者に対する飲酒防止教育の実施 	
<p>○学校教育での取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公立学校敷地内禁煙の実施 ・ 警察官や医師、歯科医師、薬剤師等を講師とした喫煙・飲酒の害に関する指導の推進 ・ 教科、特別活動等における指導（再掲） 	<p>教育委員会 教育支援課</p>

3 困難な状況に置かれている人への支援

厳しい経済状況や家族形態の多様化に加え、新型コロナウイルス感染症の長期化が、非正規労働者やひとり親家庭に大きな影響を及ぼし、貧困等の困難を抱える人が多くなっています。併せて、ひきこもり等の社会的孤立も深刻な問題となっています。

高齢世代においては、女性は男性より平均的に長寿であるため、ひとり暮らしの女性高齢者が増加する中、経済面での生活の厳しさがうかがえる一方、男性高齢者は、「男性は仕事、女性は家事・育児」という性別役割分業の影響により、地域社会との結びつきが弱く孤立しがちであると指摘されています。

また、令和3（2021）年5月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が改正され、今後、公布日（令和3（2021）年6月4日）から3年以内に施行されることから、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重しあいながら共に生きる社会の実現に向けた、より一層の取組が必要です。

さらに、平成28（2016）年12月には「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、また、本県においても、令和2（2020）年3月に「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」を施行し、部落差別のない社会の実現に向け、より一層、相談体制の充実及び教育・啓発の推進を図っていく必要があります。

加えて、近年では、性の多様性に対する理解や認識不足による偏見や差別に苦しんだり、性の区分を前提とした制度により社会生活で制約を受けたりするといった問題が顕在化してきました。

さまざまな困難に直面している人々が安心して暮らせるよう、個人の置かれた状況に配慮したきめ細かな支援施策を講じるとともに、必要な人に必要な支援が確実に届くよう、デジタルディバイド（※）に留意しつつ、多様な媒体による情報発信と窓口における丁寧な対応に努めます。

※デジタルディバイド インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差

（1）ひとり親家庭に対する支援の充実

ひとり親家庭では父又は母が子育てと生計を一人で担うこととなるため、心理的・経済的負担などさまざまな面で困難な状況に置かれています。

県では、経済的支援、就労支援、生活・子育て支援など、ひとり親家庭の負担を軽減し、実情に応じたきめ細かな自立支援策の充実に努めます。

また、令和元（2019）年「国民生活基礎調査」によると、平成30（2018）年の日本全体の子供の貧困率（※1）は13.5%（新基準（※2）では14.0%）、ひとり親家庭の子供の貧困率は48.1%（新基準では48.3%）と非常に厳しい状況に置かれており、県においては、「和歌山県子供の貧困対策推進計画」に基づき総合的な対策を進めます。

- ※1 貧困率 一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合のこと。なお、貧困線とは、等価可処分所得の中央値の半分の額をいう（相対的貧困）
- ※2 新基準 平成27（2015）年に改正されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたもの

具体的施策

○ひとり親家庭支援事業の実施に対する支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・経済的支援、就労支援、生活・子育て支援の充実 ・養育費の確保支援 	子ども未来課
--	--------

（2）貧困に直面している人や社会生活を円滑に営むことが困難な人への支援

経済的に困っている方が困窮状態から早期に脱却することができるよう、生活困窮者自立支援制度を活用して個々の課題に応じた支援を行うとともに、生活が逼迫している生活困窮者の方には、生活保護の適用を行います。

また、晩婚化・未婚化や高齢者人口の増加等を背景に、女性の単身世帯が増加しており、特に女性は男性と比べると就業率が低く、非正規雇用が多いことなどから、貧困などの困難に陥りやすい傾向にあるため、本人のニーズに合ったきめ細かな支援を行います。

また、ひきこもり等の社会生活を円滑に営むことが困難な人は、生活を支える親等がいなくなった際には、貧困に陥る恐れがあり、現に支援を必要としている人とその家族がいます。ひきこもり等の社会生活を円滑に営むことが困難な人の相談窓口を広く周知し、早期に必要なかつ適切な支援機関につなげることで、社会的自立を促進します。

具体的施策

○生活困窮者自立支援 ・「生活困窮者自立支援法」に基づく相談対応や就労支援、居住確保支援等の実施	福祉保健総務課
○生活保護 ・「生活保護法」に基づく生活扶助、住宅扶助等の支給の実施	
○子供食堂支援 ・食事の提供等を通じて子供の居場所づくりに取り組んでいる団体への支援 ・子供食堂と関係機関をつなぐネットワークの構築	子ども未来課
○ひきこもり相談窓口の周知強化	障害福祉課
○ひきこもりサポーターの養成	
○若者サポートステーションWithYouによる総合相談・就労支援	青少年・男女共同参画課

(3) 高齢者や障害のある人が安心していきいきと暮らせるための取組

高齢者や障害のある人が地域で安心していきいきと暮らせるようにするため、「わかやま長寿プラン」、「紀の国障害者プラン」に基づいて各種施策を実施します。

高齢者は知識や経験を活かし、生きがいをもって社会参加し、障害のある人は、自己選択と自己決定の下に社会活動に参加することができるよう、活動の場の充実や、経済的自立に向けた就労支援等を行います。

具体的施策

○高齢者や障害のある人が生きがいを持ち健康で自立した生活を送れる社会づくり ・「学ぶ喜び」「働く喜び」「役立つ喜び」の視点に立った元気高齢者・障害者施策の実施	長寿社会課 障害福祉課
・就業意思のある高齢者（65～70歳）の有業率アップ 数値目標	労働政策課
○障害者の自立と社会参加の促進 ・相談支援体制の強化 ・障害福祉サービス等の充実 ・こころの健康づくり ・就労の支援 ・社会参加のための環境整備	障害福祉課
・障害者法定雇用率達成企業の増加 数値目標	労働政策課
○障害者・高齢者等が活動しやすいまちづくり ・心のバリアフリー化の推進 ・公共的施設のバリアフリー化の推進 ・公共交通機関のバリアフリー化の推進 ・県有施設のバリアフリー化の推進	障害福祉課 建築住宅課 総合交通政策課 道路保全課 関係各課

（４）複合的に困難な状況に置かれている人々への支援

地域で生活する人々の中には、外国人であることや同和問題（部落差別）などに加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合があります。

このため、あらゆる人々の社会参画を可能にする人権尊重の社会づくりを目指し、意識啓発・学習機会の提供等の取組を推進します。

具体的施策

○厳しい環境に置かれてきたマイノリティ女性の人権尊重のための意識啓発	青少年・男女共同参画課
○「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」に定める「和歌山県人権施策基本方針」に基づく、人権意識の高揚を図るための施策その他の人権尊重の社会づくりに関する施策の推進 数値目標	人権政策課 人権施策推進課 各課室

(5) 性的指向や性自認を理由として困難な状況に置かれている人々への支援

性の多様性に関する理解や認識不足により、性的指向（※1）や性自認（※2）を理由とする偏見や差別に苦しんでいる人がいます。

性的少数者の人権を守るために、性の多様性について県民の正しい理解を深める広報・啓発を強化するとともに、相談体制の充実を図り、学校・職場・地域など生活の様々な場面で生きづらさを感じることをしないよう取組を進めます。

また、県の行政サービス・制度における不利益や不都合な取り扱いを解消します。

※1 性的指向 人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念

※2 性自認 自分の性をどのように認識しているのかを示す概念で、「こころの性」と呼ばれることもある

具体的施策

<p>○性的指向や性自認に対する偏見や差別を解消するための広報・啓発、相談及び教育の推進</p>	<p>青少年・男女共同参画課 人権政策課 人権施策推進課 障害福祉課 教育委員会 人権教育推進課 教育支援課</p>
<p>○性の多様性に関する正しい理解と対応のための啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員に対する研修の実施 ・県職員向けガイドラインの作成、周知 	<p>青少年・男女共同参画課</p>

Ⅲ 男女がともに活躍する社会づくり

政治、経済、社会などあらゆる分野において、政策・方針決定過程に男女が共に参画し、女性の活躍が進むことは、急速な人口減少の進展や価値観の多様化が進む中で、様々な視点が確保されることにより、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を生み出すとともに、あらゆる人が暮らしやすい社会の実現につながります。

女性の社会参画を進めるためには、女性だけでなく男女がともに仕事と家庭を両立できる暮らしやすい社会の実現のための環境整備が必要です。男性も女性も、仕事と、子育て・介護・ボランティア・余暇などさまざまな活動を自分のライフスタイルにあったバランスで展開できるようになると、それぞれの生活が充実し、ひいては社会全体の活性化にもつながります。

また、指導的地位に就く女性を育成するためには、男性の意識改革とともに、女性自身も意識と能力を高める必要があります。あらゆる分野において、女性が積極的に意見を発信でき、さまざまな組織が女性の参画を受け入れることができる社会をつくっていくことが重要です。

1 政策・方針決定過程での女性の参画の拡大

県における審議会等委員への女性の登用については、令和3（2021）年度末までに女性委員の割合を40%にするという目標を掲げ取り組んできましたが令和3（2021）年度は34.1%、市町村においても、24.9%と、依然として低い状況にあります。

また、県や市町村、企業の管理職に占める女性の割合も今なお低率にあるなど、多くの分野において政策・方針決定過程への女性の参画が不十分な状況にあります。

こうしたことから、県では、率先して、政策・方針決定過程での男女共同参画を推進するための取組を行うとともに、市町村、企業、民間団体等が積極的に女性の参画拡大を推進するよう働きかけを行います。

（1）県の政策決定過程への女性の参画拡大

①政策決定への県民参画の促進

政策決定過程での男女構成比の均衡を図るための取組は、男女共同参画を進める上で重要ですが、それと並行して各種政策等の決定に当たり直接県民の意見を求めるパブリックコメント制度を活用することによって、女性の意見も政策に反映しやすくなります。積極的な情報公開により政策決定過程の透明性を確保するとともに、政策決定へのより一層の県民参画促進に努めます。

具体的施策

○審議会等における公募枠設置促進に向けた検討	各課室
○まちづくりへの県民参画促進 ・パブリックコメント制度の積極的活用 ・県政に関する積極的な情報公開	
○女性の政策・方針決定過程への参画状況に関する定期的な調査の実施	青少年・男女共同参画課

②県の審議会等への女性の参画の促進

「指導的地位に占める女性の割合が2020年代の可能な限り早期に30%程度になるよう目指して取組を進める」という国の方針を踏まえながら、「和歌山県審議会等への女性の参画促進要綱」に基づき、女性委員の割合を早期に40%とすることを目指し、更なる取組を進めます。女性の参画促進についての全庁的な意識の共有はもちろんのこと、審議会等における公募枠の導入、推薦団体への協力要請や人材発掘、女性人材データベースによる全庁的情報共有及び職務指定の見直しなどにより、女性委員のいない審議会等の解消とともに、女性の登用拡大に努めます。

具体的施策

○審議会等における男女の均衡を図るための計画的な女性委員登用 数値目標	各課室
○審議会等委員選任に当たっての委員構成の検討 ・要綱等の見直しも含めた団体推薦及び職務指定等のあり方の検討 ・委員推薦依頼団体等への要請	
○審議会等への女性の参画状況の定期的な調査と結果の公表	青少年・男女共同参画課
○女性人材の養成 ・男女共同参画センター“りいぶる”での男女共同参画を推進するための人材養成等を目的とする講座の開催 ・女性の地域活動に対する支援	
○女性人材データの収集 ・女性人材情報の収集 ・交流拠点、情報発信拠点としての男女共同参画センター“りいぶる”の機能発揮	

③県の女性職員の採用・登用等の促進

女性職員の採用・登用の促進は、企画・立案段階から政策・方針決定のすべての過程において女性の参画を拡大する上で効果的です。

県では、次世代を担う優秀な女性職員をより多く採用できるように、仕事と家庭を両立しやすい職場づくりを進め、その取組状況や子育てと仕事を両立している女性職員の事例を積極的に広報するなど、引き続き女性の受験意識を高める環境整備を進めます。

また、「和歌山県女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」で設定した管理職に占める女性職員の割合の数値目標達成に向け、どの職場へも男女分け隔てなく職員を配置し、等しくキャリア形成に必要な職務経験を積ませることなど、指導的地位を担う人材の育成を通じ、能力を有する女性職員の管理職への登用を今後も積極的に推進します。

具体的施策

<ul style="list-style-type: none"> ○女性職員の職域拡大、管理職への積極的な登用推進 <ul style="list-style-type: none"> ・男女職員がともに能力を高め、活かせるための研修の実施 ・女性職員の採用・登用状況の公表 	人事課 教育委員会 総務課 教職員課 義務教育課 警察本部 警務課
<ul style="list-style-type: none"> ・女性職員の管理職への登用促進 数値目標 	人事課 教育委員会 総務課
<ul style="list-style-type: none"> ○採用試験における女性受験者増を図るための取組 <ul style="list-style-type: none"> ・女性受験者増を意識した広報活動 	人事委員会事務局
<ul style="list-style-type: none"> ○性別にかかわらず職務経験を積むことのできる人員配置や職務分担についての配慮 	各課室
<ul style="list-style-type: none"> ○男女職員が共に能力を発揮しやすい職場環境整備 <ul style="list-style-type: none"> ・男女職員が共に能力を発揮しやすい環境整備のための研修の実施 ・新規採用職員に対する男女共同参画推進についての研修の実施 	
<ul style="list-style-type: none"> ○職員の育児や介護等にかかる休業制度等の活用促進 <ul style="list-style-type: none"> ・職員の育児休業等の取得率向上 	
<ul style="list-style-type: none"> ○職員の家庭における男女共同参画を進めるための超過勤務の縮減及び年次有給休暇の取得促進 	

④政治の場への女性の参画促進

政治分野における女性の参画拡大は、政策・方針決定過程への女性の参画拡大の観点から、特に重要です。男女が政治的意思決定過程に積極的に参画し共に責任を担うとともに、多様な意見が政策・方針決定に公平・公正かつ的確に反映され、等しく利益を受けることが必要です。令和3（2021）年度において、和歌山県議会議員に占める女性の割合は7.1%と全国平均の11.6%と比べて低くなっており、これは市町村議会においても同じ傾向にあります。

令和3（2021）年6月に改正された「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」に基づき、啓発活動をはじめ、家庭生活との両立支援といった女性が議員活動しやすい環境の整備、ハラスメント防止のための研修と相談体制の整備等の取組を推進していきます。

具体的施策

○男女共同参画センター“りいびる”による広報・啓発活動（再掲）	青少年・男女共同参画課
○ハラスメント防止の研修及び相談体制の整備	議会事務局

（2）市町村における取組の促進

①市町村の政策決定への県民参画の促進

県民にとって、より身近な政策を決定する立場にある市町村の条例制定及び計画策定は、県民参加の男女共同参画を進める上で非常に重要です。市町村における政策決定過程での男女共同参画を推進するために、県は、条例制定及び計画策定を支援するとともに情報の収集・発信・情報交換の場の設定などの支援を行います。

具体的施策

○市町村における男女共同参画推進のための条例・計画づくりの推進	青少年・男女共同参画課
<div style="border: 1px solid blue; border-radius: 5px; padding: 2px;">数値目標</div> ○首長に対する男女共同参画推進条例及び男女共同参画基本計画の策定要請	

②市町村の審議会等への女性の登用に関する支援等

市町村の審議会等において女性の参画が一層進むよう、委員に占める女性の割合の数値目標を設定する等、県として積極的な働きかけや情報提供に努めるほか、各地域の女性が力をつけるための活動に対しての支援も引き続き行います。

具体的施策

○市町村の審議会等委員への女性の登用についての協力要請	青少年・男女共同参画課
○市町村による取組への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・女性人材の養成（再掲） ・女性の政策・方針決定過程への参画状況に関する定期的な調査の実施(再掲) ・調査・研究成果等の提供 ・市町村による人材養成への支援 	

③市町村女性職員の採用・登用に関する要請等

市町村における女性職員の採用・管理職等への積極的な登用が進むよう、県は市町村長に対し、男女共同参画の推進を働きかけるとともに、情報提供等の支援を行います。

具体的施策

○市町村女性職員の職域拡大と管理職への積極的登用についての協力要請	青少年・男女共同参画課
○市町村による取組への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・女性の政策・方針決定過程への参画状況に関する定期的な調査の実施(再掲) ・調査・研究成果等の提供（再掲） 	

(3) 企業、団体等の取組の促進

令和元（2019）年度「和歌山県労働条件等実態調査報告書」によると、県内事業所の管理職（※1）に占める女性の割合は、20.0%と前回調査と比較して増加傾向にありますが、未だ低い状況です。産業別にみると、依然として、電気・ガス・熱供給・水道業、製造業、建築業における割合が低く、事業所規模で見ると従業員50人未満の事業所では30%程度であるのに対し、300人以上の事業所における割合が15.2%と特に低くなっています。

こうした実態を踏まえ、企業や民間団体等における方針決定過程での男女共同参画を促進するため、県は企業等が事実上生じている男女間の格差を是正するための積極的改善措置（ポジティブ・アクション）（※2）を促進し、女性が能力を発揮しやすい環境整備を進めるよう、啓発や情報提供を行います。

一方、企業や民間団体等は、女性の採用や、能力と意欲のある女性の管理職・役員への登用に努めること、また、女性の組織活動を奨励している団体等については、その意見を本体の事業活動に反映するよう取り組むことが重要です。

県は、女性の採用・登用や継続就業に率先して取り組む企業や団体で組織する「女性活躍企業同盟」において、優れた取組を行う企業・団体の顕彰や各種セミナー、交流会の実施により、女性の能力が発揮できる環境づくりの取組を促進します。

- ※1 管理職 ここでは、役員、部長相当職、課長相当職、係長相当職の合計のことを指す
- ※2 積極的改善措置 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること

具体的施策

○女性の登用についての各種機関・団体等に対する協力要請	各課室
○企業における女性の管理職、役職等への登用や職域拡大の促進に向けた啓発・情報提供 ・事業所における指導的立場（係長相当職以上）に占める女性の割合 数値目標 ・男女共同参画社会基本法、和歌山県男女共同参画推進条例、和歌山県男女共同参画基本計画の理解を広めるための啓発 ・積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の取組の推進	青少年・男女共同参画課
○男女共同参画センター“りいびる”による女性のキャリア形成支援 ・女性リーダー養成講座の開催	
○商工会・商工会議所女性部活動に対する支援（小規模事業経営支援事業費補助金のうち若手後継者等育成に係るもの）	商工振興課
○女性の活躍を推進する事業者に対する支援 数値目標 ・各種セミナーの開催 ・他の模範となる企業等を顕彰し、取組を広く周知	青少年・男女共同参画課
○「和歌山県人権尊重の社会づくり協定」締結企業等に対する支援	人権施策推進課

2 働く場と家庭における男女共同参画の推進

就業は人々の生活基盤をなすものであり、また、働くことは自己実現につながるものでもあります。働きたい人が性別に関わりなくその能力を発揮し、安心して働くことができる環境を整備することは、ダイバーシティ(※1)の推進にも繋がり、「元気な和歌山」実現のために極めて重要です。

昭和61(1986)年に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(以下「男女雇用機会均等法」という。)が施行されて以来、女性の働く環境は整備されてきましたが、雇用形態、賃金など労働条件、仕事の内容等については、男性との事実上の格差が依然として存在しています。

県民意識調査によると、働く場で男女が平等でないと思うことについては、「特にない」が19.3%と前回調査から10ポイント以上上昇している一方で、「仕事の内容・配置場所」が33.4%と最も高く、「昇進・昇給」が29.4%、「賃金」が28.8%と依然として不平等を感じている人が多くいます。

また、「平成29(2017)年就業構造基本調査結果」(総務省統計局)によると、本県の非正規の職員・従業員割合(会社などの役員除く)は、男性22.2%(全国22.3%)、女性57.7%(全国56.6%)となっています。

こうした状況から、男女が均等な機会と、能力と意欲に応じた待遇を受けられるよう環境整備や支援が必要です。職務や能力に応じた適正な処遇や労働条件の確保、関係法規の周知等の取組を引き続き実施するとともに、また、女性の起業や再就職等に向けた支援を実施します。

一方、女性の活躍を促進するためには、その必要性、重要性の理解を深め、男女が共に仕事と家庭や地域での生活との両立を図りながら、安心していきいきと暮らせる地域社会を築いていくことが重要です。

そのため、男性中心型労働慣行(※2)を見直すとともに、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進や個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方ができる環境づくりを推進する必要があります。

県民意識調査では、男性の育児休業取得に『肯定的な意見』が73.0%と高い一方で、男性の育児休業取得率は15.3%と低いため、一層意識啓発を図るとともに、企業に向けた研修など学習機会の提供を行います。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、女性の雇用・所得への影響、子育て・介護等の負担増が懸念される一方で、これを契機として、オンラインの活用等が進み、ワーク・ライフ・バランスの実現や多様で柔軟な働き方に関する新たな可能性がもたらされているという側面もみられるため、テレワーク(※3)の活用を促進します。

- ※1 ダイバーシティ 「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し共存できる社会のことをダイバーシティ社会という
- ※2 男性中心型労働慣行 男性正社員を前提とした長時間労働、既婚女性の家計補助的な非正規雇用などを特徴とする働き方のこと
- ※3 テレワーク 情報通信技術を活用し、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方で、企業に勤務しながら被雇用者が行うものと、個人事業主や小規模事業者等が行うものなどの形態がある

(1) 雇用の分野における男女共同参画の推進

①男女の均等な機会と待遇の確保

労働者、事業者に対して男女雇用機会均等法や女性活躍推進法など労働関連法令等を周知するとともに、国の関係機関等とも連携しながら、雇用労働環境の実態の把握に努め、雇用の分野での男女の均等な機会と待遇の確保の徹底を図ります。

女性の非正規雇用労働者の割合は男性に比べて高く、女性雇用者（役員を除く）の半分以上が非正規雇用労働者となっています。非正規雇用は、多様な就業ニーズに応えることで女性の能力発揮を促進するという側面がある一方、雇用関係上のトラブルも少なくありません。また、非正規雇用労働者は低収入であることが多く、貧困に陥りやすい背景の一つにもなっています。さらに、固定的性別役割分担意識が残る社会の中で、女性が非正規雇用労働に就かざるを得ない就業環境や、税制・社会保障制度の問題もあります。

就業形態に応じた適正な労働条件が確保されるよう、関係法規の周知や、紛争解決に向けた労働相談の充実、相談機関の周知等に努めます。

具体的施策

○男女雇用機会均等法等労働関係法令等の周知、企業等の取組促進に向けた啓発及び支援 ・事業者への周知啓発 ・セミナー開催 ・職場環境改善アドバイザーの派遣	労働政策課
○男女の就業状況等事業所における共同参画状況の調査及び集計結果の公表	労働政策課 青少年・男女共同参画課
○女性の活躍を推進する事業者に対する支援（再掲） 数値目標	青少年・男女共同参画課
○労働相談・情報提供の充実 ・労働情報センターにおける労働相談の実施や労働関係の情報提供 ・労働局等関係機関との連携による支援の実施	労働政策課
・労働相談や個別労働関係紛争解決のためのあっせんの実施	労働委員会事務局

②各種ハラスメント防止対策の推進

男女雇用機会均等法では、職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止のために雇用管理上必要な措置を講じることが事業主に義務付けられており、また、同法及び育児・介護休業法では、妊娠、出産、育児休業等を理由とする嫌がらせ等（いわゆるマタニティ・ハラスメント）の防止措置を講じること事業主に義務付けられています。

女性労働者が妊娠中及び出産後も安心して働くことができる環境を整備するとともに、妊娠・出産を理由に不利益な取扱いを受けることがないように、関係法令の周知を、企業等に行います。

あわせて、パワー・ハラスメント等、職場における各種ハラスメントの根絶に向け、企業等へ働きかけを行います。

県職員については、「職場におけるハラスメント防止に関する基本方針」等に基づき、ハラスメント防止のための各種研修を実施するとともに、ハラスメントに関する苦情の申出・相談の迅速かつ適切な解決を図るなど、県が県内企業のモデルとなるよう率先した取組を進めます。

具体的施策

○ハラスメントのない職場づくりに向けた啓発（再掲）	労働政策課
<ul style="list-style-type: none"> ・セミナー開催 ・啓発ビデオの案内等、企業等での職場内研修促進のための情報提供 	
○労働相談・情報提供の充実（再掲）	労働委員会事務局
<ul style="list-style-type: none"> ・労働情報センターにおける労働相談の実施や労働関係の情報提供 ・労働局等関係機関との連携による支援の実施 ・労働相談や個別労働関係紛争解決のためのあっせんの実施 	
○職員に対するハラスメント防止に向けた取組（再掲）	監察査察課 人事課 教育委員会 総務課 警察本部 警務課
○男女共同参画センター“りいぶる”による広報・啓発活動（再掲）	青少年・男女共同参画課
<ul style="list-style-type: none"> ・職場のセクシュアル・ハラスメント防止対策 	

(2) 就業に向けた支援

①再就職等の支援

県民意識調査によると、女性の理想の生き方については「結婚や出産にかかわりなく、職業を持つ」が最も高くなっていますが、実際の生き方では「結婚又は出産を機に一時仕事を辞めるが、その前後は職業を持つ」が最も高く、結婚や出産を機に一時的に離職する女性が多くいることがわかりました。

育児や介護等のために退職し再就職を希望する女性等を支援するため、「和歌山県再就職支援センター（はたらコーデわかやま）」を設置し、キャリアコンサルタントや専門の相談員による個別相談、再就職に必要な各種セミナーの開催、2月を就活強化月間と定めて合同企業説明会を開催し、4月からの就職につなげていく県独自の就活サイクルを構築した「就活サイクルプロジェクト」に取り組み、企業とのマッチングを促進します。また、再就職希望者や在職者のための職業訓練などの支援を行います。

また、県民意識調査では結婚や出産のために退職した女性が再就職するために必要なこととして「家族の理解や家事・育児などへの参加」や「子供や介護を必要とする人を預かってくれる施設の充実」を選択する人が多かったため、女性の再就職を後押しする機運の醸成及び体制整備を促進します。

具体的施策

<p>○再就職に向けた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就業意思のある女性（15～64歳）の有業率アップ 数値目標 ・ 再就職にかかる合同企業説明会の開催、相談、セミナー等の実施 ・ 再就職に必要な知識や技能の習得のための職業訓練等の実施 	労働政策課
<p>○在職者に対する能力開発等の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新しい知識や技術の習得のための職業訓練等の実施 ・ 労働者の職業能力の開発、向上を図ろうとする事業主に対する支援 	

②在宅における就労支援

家庭における仕事と子育て・介護等の両立を支援するため、インターネットを活用した在宅就労（テレワーク）を促進します。

具体的施策

○テレワークに関する支援 <ul style="list-style-type: none"> ・企業向けテレワーク導入セミナーの開催 ・テレワークの認知度を高めるためのフェアの開催 ・フェア参加者等のフォローアップのための研修会の実施 ・フェア参加者同士のコミュニティづくりの場の提供 	労働政策課
---	-------

③起業支援策の充実

女性がさまざまな分野で個性や能力を発揮し起業して活躍することは、地域社会や経済の活性化にもつながります。しかし、起業するに当たっての事業経営の知識や情報等が不十分な場合も多いことから、起業に関する知識を学ぶためのセミナー等の開催や必要な情報提供・資金調達・全国展開等の支援を行います。

具体的施策

○県内支援機関や金融機関と連携した創業支援 <ul style="list-style-type: none"> ・知識や心構えを学ぶ創業セミナーの開催 ・起業家支援施設の運営 ・資金調達・全国展開等の支援 ・和歌山県中小企業融資制度による支援 	企業振興課 産業技術政策課 商工振興課
--	---------------------------

(3) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた環境整備

①雇用環境の整備

県民意識調査によると、女性の理想の生き方について「結婚や出産にかかわらず、一生職業を持つ」が年々増加している一方で、理想と答えた女性51.4%のうち、実際に理想どおりとなっているのは約半数にとどまっています。

また、「平成29（2017）年就業構造基本調査結果」（総務省統計局）によると、過去1年間に「介護・看護のため」に前職を離職した者は全国で10万人近くに上り、仕事と介護の両立は、今後の高齢化の進展とともにさらに深刻化されていると言われています。

そのため、労働者の継続就労のための環境整備について、労働者が育児・介護休業等の両立支援制度を利用しやすい職場づくりを促進するとともに、テレワーク、短時間勤務制度、フレックスタイム制度等を活用した多様で柔軟な働き方の普及に向けた情報提供、啓発を行います。

また、女性の活躍を推進する事業所や、仕事と子育て・介護等の両立支援に積極的に取り組む企業の紹介など、職場環境の改善に向けた企業等の取組を促進します。

具体的施策

○事業者への育児・介護休業等仕事と家庭の両立のための制度の普及啓発及び支援 ・ホームページによる取組事例等の情報提供 ・リーフレットによる普及啓発 ・職場環境改善アドバイザーの派遣 ・就業意思のある女性（15～64歳）の有業率アップ（再掲） 数値目標 ・男性の育児休業取得促進 数値目標	労働政策課
○多様な働き方の推進 ・県民、企業等に対する普及啓発 ・フレックスタイム制や裁量労働制、各種休暇制度等の普及	
○女性の活躍を推進する事業者に対する支援（再掲） 数値目標	青少年・男女共同参画課
○仕事と子育てが両立しやすい職場環境づくりを進める事業者に対する支援 数値目標	子ども未来課

②男性中心型労働慣行の見直し

固定的性別役割分担意識を背景に、長時間労働や転勤が当然とされている男性中心の働き方を前提とする労働慣行、すなわち「男性中心型労働慣行」が現在も続いています。

県民意識調査によると、子をもつ20歳代～40歳代の男性の23.4%が育児・子育てにかけける時間が理想より短く、また、男性全体の15.5%が家事にかけける時間が理想より短いと考えていることがわかりました。

男女が共に個性と能力を発揮して活躍するためには、上記のような労働慣行から脱却する必要があります。

そのため、経営・管理者層に対して職場の意識改革を促し、職場優先の組織風土の見直しや長時間労働の是正等、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」を推進する職場環境づくりを働きかけていきます。

具体的施策

○男女共同参画センター“りいびる”による広報・啓発活動（再掲） ・職場・地域・家庭における意識啓発の推進 ・仕事と子育て・介護の両立のための講座の開催等 ・男性向け子育て・介護のための講座の開催	青少年・男女共同参画課
--	-------------

(4) 子育て支援策の充実

①多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実

県民のライフスタイルが多様化する中、行政と企業、地域、学校、子育て支援NPOや子育てサークル等関係団体が互いに連携しながら、子供を持ちたい人が安心して子供を産み育てることができる環境づくりのため、「紀州っ子健やかプラン2020」に基づき、社会全体で子育てを応援する取組を進めます。

具体的施策

○地域における子育て支援サービスの充実 ・子育て世代包括支援センターの設置促進	健康推進課 子ども未来課
・地域子育て支援拠点の設置促進 数値目標 ・地域社会全体で子育てをする機運を醸成するための広報・啓発 ・子育て支援の人材育成促進	子ども未来課
○私立幼稚園協会が行う子育て支援活動に対する支援	文化学術課
○児童館活動の充実	子ども未来課
○地域活動連絡協議会（母親クラブ）の活動に対する支援	青少年・男女共同参画課
○地域ふれあいルーム（放課後子ども教室）の推進	教育委員会 生涯学習課
○家庭教育支援 ・家庭の教育力の向上を図るための学習機会の提供	教育委員会 生涯学習課
・ホームページによる子育て支援情報の提供	子ども未来課
・子育て相談・情報提供の充実	教育委員会 生涯学習課 子ども未来課
○民生委員・児童委員、主任児童委員の活動に対する支援	福祉保健総務課 子ども未来課
○家庭相談員による支援	子ども未来課
○児童虐待防止のための取組	
○小児救急医療体制の整備	医務課
○看護師等による休日・夜間の小児患者の保護者向け電話相談窓口の設置	
○県において開催される講演会・大会等各種行事の際に、その参加者の幼児または学童（1歳～小学2年生）を一時的に預かる保育ルームの設置	各課室

②保育所等の整備促進

子育てと仕事が両立できるよう、保育所、認定こども園、放課後児童クラブの整備を促進するとともに、事業所内保育所の設置支援や、一時預かり、保育時間の延長、病児保育、ファミリー・サポート・センター事業等、利用者のニーズに沿ったサービスの充実支援に努めます。

具体的施策

○保育サービスの充実 ・延長保育事業、病児保育事業、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の推進 数値目標 ・待機児童の解消	子ども未来課
○私立幼稚園での子育て支援の推進 ・多様な預かり保育を実施する私立幼稚園に対する補助	文化学術課

(5) 介護支援策の充実

今後一層の高齢化の進展に伴い、介護はますます誰もが直面しうる問題となります。介護・看護による離職者は、全国で年間10万人近くに上ります。介護が必要な方の状態やニーズに合ったサービスの提供とともに、介護が必要な家族を抱える労働者が働き続けられるよう、介護休業制度の整備や多様な働き方ができるよう企業等に意識啓発を行います。

具体的施策

○介護保険制度の円滑な実施 数値目標 ・在宅サービスの充実 ・施設サービス充実のための着実な高齢者施設の整備 ・介護予防の推進	長寿社会課
○企業における仕事と介護の両立支援の推進に向けた周知・啓発	労働政策課

(6) 家庭生活への男女共同参画の推進

県民意識調査によると、固定的性別役割分担意識は、年々『否定的な意見』の割合が増加してきていますが、依然として実際の家庭での役割の多くは女性が担っています。

女性の社会参加等により、共働き世帯が増加しているにもかかわらず、働き方や実際の行動面においては変わらない状況にあり、働く女性の家事や育児、介護などの過重負担が問題となっています。

また、初婚年齢や出産年齢が上昇することで、育児世代の平均年齢が上昇し、育児と介護の二つのケアを同時に担う「ダブルケア」問題も起きています。

個々の家庭生活のありようは尊重されなければなりません、「子育て、介護をはじめ家庭生活の役割は男女双方が担うべきである」ということを、広く県民、事業者に対して広報・啓発するとともに、学習機会を提供します。

具体的施策

○男女共同参画センター“りいぶる”による広報・啓発活動（再掲） ・家事、育児、介護等家庭での男女共同参画に関する講座等の開催	青少年・男女共同参画課
○女性の活躍を推進する事業者に対する支援（再掲） 数値目標	
○仕事と子育てが両立しやすい職場環境づくりを進める事業者に対する支援（再掲） 数値目標	子ども未来課

3 さまざまな分野における男女共同参画の推進

本県の地域性をみると、和歌山市のように都市型の生活スタイルが多く見られる地域、伝統的な生活慣習等を多く残す農山漁村型地域、そしてどちらの性格も併せ持つ地域があります。都市型地域は事業所に勤務する人や転入者が多く、地域のつながりが希薄になる傾向があり、家庭生活や地域生活で男性が不在になりがちなどの課題があります。一方、農山漁村型地域の多くでは、過疎化、高齢化、担い手不足などの課題を抱えています。こうした課題の解決に向け、それぞれの地域性に配慮して男女共同参画を推進します。

また、近い将来発生すると言われている南海トラフを震源とする地震・津波、中央構造線断層帯の地震に加え、台風・集中豪雨などによる大規模災害が想定されています。大規模災害時に必要となる避難所や仮設住宅等の運営において、男女のニーズの違いを把握し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立することが必要です。

（1）地域社会への県民参画促進

少子高齢化が進む中で多様化する地域の課題を解決するためには、男女を問わず、県民一人一人が地域社会に積極的に関わることが重要です。

環境、教育、福祉、まちづくり等の地域の課題に取り組むボランティアやNPO団体などの各種活動事例を収集し、その紹介や情報発信に努め、県民の参画促進を図るための支援や具体的な取組を進めます。

また、これまで仕事優先で働いてきた男性が、定年退職後もいきいきと暮らせるよう、地域社会に参加しやすい広報・啓発に努めます。

具体的施策

○男女共同参画センター“りいぶる”による広報・啓発活動（再掲）	青少年・男女共同参画課
○地域住民による男女共同参画推進 ・男女共同参画を推進するための人材養成を目的とする講座の開催 ・女性の社会参画に向けた自主的な企画の実現・活動の支援	青少年・男女共同参画課 県民生活課 県民活動団体室
○NPO活動、ボランティア活動参加促進 ・県民のNPO、ボランティア活動に対する理解増進のための啓発 ・NPOと行政等の協働促進への取組 数値目標 ・NPOサポートセンターの情報収集・発信機能の強化	福祉保健総務課
○高等教育機関コンソーシアム和歌山との共同による地域の課題解決に向けた県民の主体的な取組を支援するための講座の開設	教育委員会 生涯学習課
○学校開放の促進	教育委員会 生涯学習課 県立学校教育課 義務教育課
○県民による環境保全のための取組の促進 ・環境保全・環境創造活動のリーダー育成 ・環境情報の収集・発信機能の強化	環境生活総務課
○「家庭の日」の普及啓発	青少年・男女共同参画課
○住民参加による「支え合いふるさとづくり」の啓発 ・市町村地域福祉計画策定の推進	福祉保健総務課
○男女共同参画に関する国際的な情報の収集・提供	国際課

(2) 農林水産業、商工業等の分野における取組促進

① 農林水産業での男女共同参画の推進

農林水産業での男女共同参画を推し進めるために、生産活動だけでなく、地域資源を活用した商品企画、加工、販売など6次産業（※）の取組に関して女性の参画を得やすくするための環境整備を進めます。また、生産・経営面等でより能力を発揮できるよう、専門知識修得をめざす女性やこの分野で活動する女性団体をはじめ各種団体に対し、情報提供等の支援に努めるとともに、情報通信技術（ICT）やロボット等の先端技術を活用したスマート化を推進し、多様な人材が担い手として活躍できる環境づくりを進めます。

※6次産業

農林水産業と2次・3次産業を融合、連携させて新たな付加価値を生み出す新産業のこと

具体的施策

○JA、漁協等の女性正組合員、総代、理事拡充に向けた取組に対する支援 数値目標	経営支援課 水産振興課
○農業委員会への女性の参画促進に向けた啓発 数値目標	農林水産総務課
○農林水産業に従事する女性の生産、経営管理技術の向上のための支援	経営支援課 林業振興課 水産振興課
○女性の農業士拡大の活動支援 <ul style="list-style-type: none"> ・女性の農業士研修会の開催 	経営支援課
○地域資源を活用した産地直売活動に対する支援	果樹園芸課 林業振興課 水産振興課
○農林水産加工施設整備などに対する支援	農林水産総務課 経営支援課
○農林水産物需要拡大PR活動等への女性の参画促進	林業振興課 水産振興課
○農業後継者育成と新規就農者拡大のための環境整備 <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育との連携による子供たちの農業体験促進 ・新規就農を目的とした研修等に対する支援 ・認定農業者拡大のための取組 	経営支援課
○林業後継者育成 <ul style="list-style-type: none"> ・林研グループ女性部会による実践講座、調査・研究活動に対する支援 	林業振興課
○漁業後継者育成 <ul style="list-style-type: none"> ・漁業分野での女性の活動の推進に対する支援 ・婦人高齢者活動資金の貸付 ・女性の漁業士拡大のための取組 	水産振興課
○インターネット等を活用した労働力確保のための取組	経営支援課 林業振興課 水産振興課
○農山漁村における政策・方針決定過程への女性の参画拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業関係団体内の女性組織活性化に向けた支援 ・関係団体等への協力依頼 	経営支援課 林業振興課 水産振興課 青少年・男女共同参画課

○男女が共に住みやすく活動しやすい環境整備 <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業関係団体、経済団体等に対する啓発 ・市町村の取組に対する支援 ・男女共同参画を進める団体、グループ等への情報提供等の支援 ・女性の労働に対し、正当な評価が得られるための啓発活動 ・男女が共に住みよいまちづくり、むらづくりに向けた調査・研究 ・男女が共に住みよいまちづくり、むらづくりの取組の全国への発信 	経営支援課 林業振興課 水産振興課 青少年・男女共同参画課
・女性・高齢者グループ表彰事業の実施	経営支援課
○地域資源を活用した朝市や消費者ニーズに即した加工、食材の供給等女性グループ等による起業活動への支援	経営支援課
○起業家に対する事業の構想・準備から成長・発展の各段階における各種相談への対応と、事業化への支援	企業振興課

②家族従事者等がいきいきと活躍できる環境の整備

本県は自営業主の割合が非常に高いという地域経済の大きな特徴があります。

自営業においては、家族が労働の担い手として従事するケースが多く、その中でも女性は家事、育児、介護等にも従事し、二重労働が大変な負担になっているにもかかわらず、十分な評価がなされていないといった現状があります。

家族従事者等がいきいきと活躍できる環境整備のため、農業分野での家族経営協定（※）を推進するとともに、関係施策を一層進めます。

※家族経営協定

農業経営に参画する個人の地位及び役割を明確化し、その意欲と能力を十分に発揮できるようにするため、経営の方針や家族一人一人の役割、働きやすい環境づくりなどについて家族全員の話し合いにより取り決めるルール

具体的施策

○労働時間、報酬等の就業条件の整備等を盛り込んだ家族経営協定の普及促進 数値目標	経営支援課
--	-------

(3) 防災・災害復興における男女共同参画の推進

令和3（2021）年度の本県の防災会議の女性委員は14.5%、市町村の防災会議では7.1%であり、防災における政策・方針決定に関わる女性の割合は非常に低い状況にあります。

これまでの災害においては、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違いなどが配慮されないといった課題が生じました。例をあげると、過去の災害発生時に、避難所によっては、下着や生理用品といった生活必需品が不足したり、男性が配布していたため受け取りづらかったり、避難所運営において女性が炊き出し、後片付け、掃除といった特定の活動を負担し続けて疲弊してしまったりするといった状況が報告されています。こうした状況を踏まえ、内閣府では令和2（2020）年5月に「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」を策定しました。

一方で、県民意識調査によると、防災・災害対策で女性に配慮する必要があることとして、「避難所の設置・運営に配慮する」は91.6%、「防災に関する方針決定に女性の参画拡大を行う」は73.7%といずれも高い結果となっています。

県では、上記のガイドラインを参考に、防災の現場に男女共同参画の視点を取り入れるとともに、女性の意見を反映させるために、計画策定段階からの意思決定の場への女性の参画を推進します。また、防災分野における女性の活躍の場を拡大するとともに、避難所の運営において、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するよう努めます。

具体的施策

○防災訓練、自主防災活動への女性の参画促進	危機管理・消防課
○地域防災リーダー育成事業や防災研修会等の講義内容への男女共同参画の視点を追加 ・地域防災リーダー養成講座「紀の国防災人づくり塾」における講義内容に反映	防災企画課 災害対策課
○女性の視点を取り入れた各種対応マニュアルの策定	
○各種計画・マニュアルを策定する市町村への助言・支援 ・市町村に対し、早期に男女共同参画の視点を取り入れるよう助言	
○男女共同参画センター“りいぶる”による広報・啓発活動（再掲） ・男女共同参画の視点からの防災等に関する講座等の開催	青少年・男女共同参画課

(4) 理工系分野への女性の参画促進

大学進学において理工系を選択する女性の比率は男性に比べて大きく下回っています。（理学系27.9%、工学系15.4% 文部科学省「令和元（2019）年度学校基本統計」）。

これには、理工系の職業に従事し活躍している女性のロールモデルの不在や、周囲の女子の進学動向、保護者の意向等が影響していると考えられています。

理工系分野への女性の参画を促進するためには、女子児童生徒、保護者、教員の「理工系の進路・職業選択は主に男性がするもの」というような無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の払拭や、子供の頃から理工系分野を身近に感じられる機会の提供が大切です。

県では、小・中・高等学校において、科学技術に児童生徒が興味を持つような機会を提供します。また、理工系分野への女性参画促進に向けた意識啓発に取り組むとともに、女子中高生向けの講座の開催等、積極的な取組を行います。

さらに、進路指導において、個性と能力に応じた進路指導を徹底し、主体的に進路を選択する能力・態度を身に付けるように指導します。

具体的施策

○男女共同参画の視点に基づいた進路指導の充実（再掲） <ul style="list-style-type: none"> ・性別ではなく、個性と能力に応じた進路指導の徹底 ・職業選択や就業に当たっての心構え等についての意識の醸成 	教育委員会 県立学校教育課 義務教育課
○科学技術に触れる機会の創出 <ul style="list-style-type: none"> ・きのくにジュニア科学オリンピック ・きのくに科学オリンピック ・きのくにロボットフェスティバル 	
○男女共同参画センター“りいびる”による広報・啓発活動（再掲）	青少年・男女共同参画課
○県工業技術センターによる女子中高生向け講座等の実施	産業技術政策課

第4章

計画の推進

第4章 計画の推進

1 推進体制の充実

(1) 庁内推進体制の充実

男女共同参画社会を実現するための諸施策を総合的かつ効果的に推進するために設置した「男女共同参画社会推進本部」(※)において、関係部局との連携、各種施策の効果的推進及び進行管理に努めます。

※男女共同参画社会推進本部

知事をトップに、各部長、県教育長、県警察本部長などを構成員とした推進本部機構。下部組織として多方面の実務者レベルによる組織横断型施策検討会議(マトリックス会議)を置き、総合行政としての男女共同参画を推進する。

具体的施策

○推進本部の機能発揮 ・あらゆる分野の行政施策の企画立案に男女共同参画の視点を反映させる取組	青少年・男女共同参画課
○男女共同参画推進施策の進行管理 ・男女共同参画審議会との協働 ・各種推進施策の実施状況の把握・分析と年次報告での公表	

(2) 男女共同参画審議会の機能発揮

男女共同参画推進条例第23条に基づき設置された男女共同参画審議会は、知事の諮問に応じ調査審議すること、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について必要に応じ調査し、意見を述べることのほか、男女共同参画に関する重要事項について知事に提言する権限も有しています。男女共同参画審議会は、主体的な行動、提言機能を十分発揮しながら、本県の男女共同参画の推進についての調査・研究を進めます。

また、委員は学識経験者等の中から選任するとともに、広く県民の意見を反映させるため、公募による委員も選任します。

具体的施策

○知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要事項の調査・研究	男女共同参画審議会
○男女共同参画を推進する施策の実施状況の調査とこれに関する意見を述べること	
○計画策定や県施策に対する苦情の処理に当たって意見を述べること	
○男女共同参画に関する重要事項に関して知事に提言すること	

(3) 男女共同参画センター“りいぶる”の充実

男女共同参画センター“りいぶる”は、男女共同参画社会実現のためのさまざまな活動と交流の拠点施設として、県民に対する意識啓発、情報提供、相談対応を行うとともに、民間団体に対する自主的活動の場の提供や人材育成を行うことにより、地域における男女共同参画の取組を推進します。

また、あらゆる分野への女性の参画促進はもとより、男性や若年層に対する啓発にも力を入れ、男女ともに多様な年齢層が参画する取組を推進します。

さらに、市町村が設置する拠点施設とも連携しながら、市町村の男女共同参画を推進する取組に対し、情報提供・助言等の支援を行います。

具体的施策

○交流拠点、情報発信拠点としての男女共同参画センター“りいぶる”の機能発揮 (再掲)	青少年・男女共同参画課
○広報・啓発活動の強化	
○相談体制の充実	

2 市町村や他府県との連携

(1) 市町村との連携

地域の実情に応じた男女共同参画を推進するため、県民にとって最も身近な市町村と一層の連携を図るとともに、市町村の条例の制定及び基本計画の策定や男女共同参画に関する取組を推進するため各種情報提供や助言等の支援に努めます。

具体的施策

○市町村への支援ネットワークの強化 ・各種研修等の情報提供 ・あらゆる行政分野の職員を対象とした共同参画の視点を盛り込んだ施策立案のための講座の開催等	青少年・男女共同参画課
○市町村における男女共同参画推進のための条例・計画づくりの推進 数値目標 ・市町村男女共同参画推進条例の策定要請 ・市町村男女共同参画基本計画の策定要請	

(2) 他府県との連携

他府県の取組事例の調査・研究等に努めるとともに、施策実施に関し他府県との連携を図ります。また、他の都道府県や県外の市町村等の取組も参考にしながら、地域の特色を生かした施策の推進を図ります。

具体的施策

○他府県との情報交換 ・各種情報の共有化	青少年・男女共同参画課
○DV被害者支援のための連携 ・円滑な被害者支援のための連携 ・被害者支援のための調査・研究	青少年・男女共同参画課 子ども未来課

3 県民・事業者・民間団体との連携・協働

県内のあらゆる地域や分野で男女共同参画への取組が行われるよう、県や市町村の施策だけでなく、県民や事業者、関係機関、ボランティア、NPO等の自主的な活動を支援します。

また、企業等におけるワーク・ライフ・バランスに向けた取組や女性の活躍を推進するため、経済団体や関係機関、その他の各種団体等の連携体制を構築して、協働して取組を進めます。

具体的施策

○男女共同参画を推進する県民等の取組に対する支援 ・各種NPO・ボランティア・団体等との連携強化 ・女性の活躍を推進する事業者に対する支援（再掲） 数値目標 ・男女共同参画を推進する事業者に対する支援（再掲）	青少年・男女共同参画課
○交流拠点、情報発信拠点としての男女共同参画センター“りいぶる”の機能発揮（再掲）	

4 調査・研究と結果の公表

男女共同参画の進捗状況や課題を把握し、施策立案の参考にするため、定期的な県民意識調査、各種統計・調査の実施とともに、県民の皆さんからの相談や苦情内容の分析等により、男女共同参画に関する社会的状況や実態の把握、市町村や他府県等との情報交換に努めます。

また、これらの集計・分析結果や施策の実施状況については、年次報告として、毎年、県民の皆さんに公表します。

具体的施策

<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画に関する情報収集・分析・年次報告での公表（再掲） <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関する各種アンケート調査等の実施と結果の公表（再掲） ・定期的な県民意識調査の実施と結果の公表 ・その他男女共同参画に関する各種統計調査等の実施と結果の公表 	<p>青少年・男女共同参画課</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○「男女共同参画に関する施策苦情処理要領」に基づく、男女共同参画に関する県施策への苦情の受付と適切な対応 	

5 数値目標一覧

数値目標の内容	目標時期	目標値	令和2年度末 現況値	担当課室名
I 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり				
○固定的な男女の役割分担意識の解消のための意識啓発				
・固定的な男女の役割分担意識に否定的な人の割合	令和8年度	80%	67.0% (注)	青少年・男女共同参画課
○相談窓口活用に向けた広報の実施				
・男女共同参画センター”りいぶる”の認知度	令和8年度	50%	28.0% (注)	青少年・男女共同参画課
(注) 令和2年度「男女共同参画に関する県民意識調査」				
II 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり				
1 男女間のあらゆる暴力の根絶				
○DV防止及びデートDV防止教育に関する講座等の実施				
・デートDV講座を実施した学校数	令和8年度	136校	100校 (令和4年2月末)	青少年・男女共同参画課
2 男女が互いの性を尊重する意識づくり・健康づくり				
○望まない妊娠を防ぐための知識の普及啓発				
・10代の人工妊娠中絶実施件数	令和8年度	減少	56件	健康推進課
○検診体制の一層の充実				
・がん検診の受診率	令和8年度	全て70%	女性 男性 胃がん 44% 50% 肺がん 41% 49% 大腸がん 33% 41% 子宮頸がん 39% - 乳がん 41% - (令和元年度)	健康推進課
○生涯にわたるスポーツ活動の推進				
・総合型地域スポーツクラブの育成	令和7年度	30市町村 クラブ数：70	25市町村 クラブ数：62	教育委員会 スポーツ課
3 困難な状況に置かれている人への支援				
○高齢者や障害のある人が生きがいを持ち健康で自立した生活を送れる社会づくり				
・就業意思のある高齢者（65～70歳）の有業率	令和9年度	100%	80% (平成29年度)	労働政策課
・障害者法定雇用率達成企業の割合	令和8年度	100%	61.6%	労働政策課

○「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」に定める「和歌山県人権施策基本方針」に基づく、人権意識の高揚を図るための施策その他の人権尊重の社会づくりに関する施策の推進

・「基本的人権が守られている」という点に関し、「そう思う」「まあそう思う」と回答いただいた方の割合	令和5年度	50%	49.1% (注)	人権政策課 人権施策推進課
---	-------	-----	--------------	------------------

(注) 平成30年度「人権に関する県民意識調査」

Ⅲ 男女がともに活躍する社会づくり

1 政策・方針決定過程での女性の参画の拡大

○審議会等における男女の均衡を図るための計画的な女性委員登用				
・審議会等委員に占める女性の割合	令和8年度	40%	34.1% (R3.6.1現在)	青少年・男女共同参画課

(注) 青少年・男女共同参画課調べ

○女性職員の管理職への登用促進				
・管理職員に占める女性の割合	令和7年度	15%	8.5%	人事課
	令和7年度	30%	23.9%	教育委員会 総務課

○市町村における男女共同参画推進のための条例・計画づくりの推進

・条例策定市町村	令和8年度	10市町村	2市1町	青少年・男女共同参画課
・計画策定市町村	令和8年度	100%	80%	

○企業における女性の管理職、役職等への登用や職域拡大の促進に向けた啓発・情報提供

・事業所における指導的立場（係長相当職以上）に占める女性の割合	令和8年度	30%	20.0% (注)	青少年・男女共同参画課
---------------------------------	-------	-----	--------------	-------------

(注) 令和元年「県労働条件等実態調査」

○女性活躍を推進する事業者に対する支援				
・「女性活躍企業同盟」	令和6年度	1,500事業者	873事業者 (令和4年2月末)	青少年・男女共同参画課

2 働く場と家庭における男女共同参画の推進

○女性活躍を推進する事業者に対する支援				
・「女性活躍企業同盟」（再掲）	令和6年度	1,500事業者	873事業者 (令和4年2月末)	青少年・男女共同参画課

○仕事と子育てが両立しやすい職場環境づくりを進める事業者に対する支援

・「わかやま結婚・子育て応援企業同盟」	令和6年度	1,500事業者	617事業者 (令和4年2月末)	子ども未来課
---------------------	-------	----------	---------------------	--------

○再就職等の支援

・就業意思のある女性（15～64歳）の有業率	令和9年度	100%	85% (平成29年度)	労働政策課
------------------------	-------	------	-----------------	-------

○企業における雇用環境の整備促進				
・就業意思のある女性（15～64歳）の有業率（再掲）	令和9年度	100%	85% (平成29年度)	労働政策課
・男性の育児休業取得率	令和8年度	30%	15.3% (令和元年度)	労働政策課
○地域子育て支援拠点の設置促進				
・地域子育て支援拠点事業の実施市町村数	令和6年度	29市町村	28市町村 (令和3年4.1現在)	子ども未来課
○延長保育事業、病児保育事業、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の推進				
・病児保育事業を実施する市町村数（圏域数）	令和6年度	全圏域の広域利用	21市町村 (5圏域) (令和3年4.1現在)	子ども未来課
・一時預かりを実施する市町村数	令和6年度	29市町村	25市町村 (令和3年4.1現在)	
・県内のファミリー・サポート・センター事業を実施する市町村数（圏域数）	令和6年度	全圏域の広域利用	15市町村 (4圏域) (令和3年4.1現在)	
・放課後児童クラブ設置率	令和6年度	100%	89.2%	
・年度途中における保育所等の待機児童数	令和6年度	解消	99人 (令和2年10月1日現在)	
○介護保険制度の円滑な実施				
・高齢者施設整備数（住宅型の有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅を除く。）	令和17年度	17,500床	15,369床	長寿社会課

3 さまざまな分野における男女共同参画の推進

○NPOと行政等の協働促進への取組				
・NPO等と他団体との協働した取組を支援（マッチング数）	令和8年度	100団体	117 (H28～R2年度)	県民活動団体室
○JA、漁協等の女性正組合員、総代、理事拡充に向けた取組に対する支援				
・JAの正会員に占める女性の割合	令和6年度	50%	32.7%	経営支援課
・JAの理事等役員に占める女性の割合	令和6年度	15%	17.5% (R3年6月末)	
・JAの総代に占める女性の割合	令和6年度	30%	25.6%	
・漁協の正組合員に占める女性の割合	令和8年度	10%	7.7%	水産振興課
・漁協の理事等役員に占める女性の割合	令和8年度	1%	0.9%	

○農業委員会への女性の参画促進に向けた啓発				
・女性の農業委員への登用	令和7年度	111人	36人 (令和3年11月1日現在)	農林水産総務課
○労働時間、報酬等の就業条件の整備等を盛り込んだ家族経営協定の普及促進				
・家族経営協定の締結（農家数）	令和8年度	1,080戸	1,061戸	経営支援課

◆計画の推進

○市町村における男女共同参画推進のための条例・計画づくりの推進				
・条例策定市町村（再掲）	令和8年度	10市町村	2市1町	青少年・ 男女共同参画課
・計画策定市町村（再掲）	令和8年度	100%	80%	
○女性の活躍を推進する事業者に対する支援				
・「女性活躍企業同盟」（再掲）	令和6年度	1,500事業者	873事業者 (令和4年2月末)	青少年・ 男女共同参画課

【 資 料 】

男女共同参画のあゆみ

年号	世界の動き	国の動き	和歌山県の動き
1945 (昭和20年)	・国際連合誕生 ・「国連憲章」採択	・衆院法改正 (成年女子に参政権)	
1946 (昭和21年)	・婦人の地位向上委員会設置	・総選挙で初の婦人参政権行使 ・日本国憲法公布	
1947 (昭和22年)		・民法改正(家父長制度廃止) ・教育基本法公布 (男女教育機会均等) ・労働基準法公布 (男女同一賃金)	
1948 (昭和23年)	・「世界人権宣言」採択		
1956 (昭和31年)		・売春防止法制定	
1967 (昭和42年)	・「婦人に対する差別撤廃宣言」採択		
1975 (昭和50年)	・国際婦人年世界会議(メキシコシティー)開催 ・「世界行動計画」採択	・婦人問題企画推進本部設置 ・婦人問題企画推進本部会議開催 ・総理府婦人問題担当室業務開始	
1976 (昭和51年)	・ILOに婦人労働問題担当室設置	民法改正 (離婚後の氏の選択自由)	
1977 (昭和52年)		【国内行動計画】策定	・青少年局育成課に婦人主幹配置 ・婦人問題連絡会議設置(庁内関係課室)
1978 (昭和53年)			・婦人問題企画推進会議設置 ・婦人関係施策の調査 ・「婦人問題を考える集い」開催
1979 (昭和54年)	・「女子差別撤廃条約」採択		・婦人問題世論調査(第1回) ・婦人の政策決定参加状況調査
1980 (昭和55年)	・「国際婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン)開催 ・「国際婦人の十年後半期行動プログラム」採択	「女子差別撤廃条約」に署名 民法改正 (配偶者の相続1/3→1/2)	・「婦人の明日をひらく私の意見」公募 ・「明日をひらく婦人交流のつどい」開催
1981 (昭和56年)	・「女子差別撤廃条約」発効	・【国内行動計画後期重点目標】策定	・「婦人文化展」開催
1982 (昭和57年)			・【和歌山婦人施策の指標】策定(5月) ・婦人問題シンポジウム開催
1984 (昭和59年)		・国籍法・戸籍法改正 (父母両系血統主義、配偶者の帰化条件の男女同一化)	・青少年婦人課に名称変更 ・婦人の生活と意識調査(第2回) ・婦人問題懇話会設置
1985 (昭和60年)	・「国際婦人の十年」ナイロビ世界会議開催 ・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・女子差別撤廃条約批准 ・国民年金法改正(女性の年金権確立) ・「男女雇用機会均等法」公布 ・生活保護基準額改正 (男女差解消)	・婦人問題アドバイザー設置 ・県婦人会議設立

年 号	世界の動き	国の動き	和歌山県の動き
1986 (昭和61年)		・ 婦人問題企画推進本部拡充 (構成省庁を全省庁に)	・ 県婦人議会開催 ・ 「婦人のつどい」開催
1987 (昭和62年)		・ 【西暦2000年に向けての新 国内行動計画】策定	・ 「紀州の女のまつり」開催
1988 (昭和63年)			・ 【21世紀をめざすわかやま 女性プラン】策定 (3月)
1989 (平成元年)			・ 女性の生活と意識調査 (第3 回) ・ 「ナウナウわかやま」開催
1990 (平成2年)	・ 「婦人の地位向上のためのナイ ロビ将来戦略に関する第1 回見直しと評価に伴う勧告及 び結論」採択		・ 「かがや紀のおんな」開催
1991 (平成3年)		・ 【西暦2000年に向けての 新国内行動計画 (第1次改 定)】策定 ・ 中学校の家庭科男女必修開始 ・ 「育児休業法」公布	・ 北陸・中部・近畿婦人問題地 域推進会議開催 (総理府と共 催) ・ 「女性問題を考えるフォー ラム」開催
1992 (平成4年)		・ 「育児休業法」施行	・ 「和歌山女性フェスティバ ル」開催
1993 (平成5年)		・ 「パートタイム労働法」施行	・ 青少年女性課に名称変更 ・ 「トークイン和歌山」開催
1994 (平成6年)	・ 開発と女性に関する第2回ア ジア・太平洋大臣会議 (ジャ カルタ) 開催 ・ 「ジャカルタ宣言及び行動計 画」採択	・ 高校の家庭科男女必修開始 ・ 総理府に男女共同参画室・男 女共同参画審議会設置 ・ 男女共同参画推進本部設置	・ 女性の生活と意識調査 (第4 回) ・ 平成女性和歌集編集 ・ 審議会等委員への女性の登用 推進要綱制定 (3月)
1995 (平成7年)	・ 第4回世界女性会議(北京) 開催 ・ 「北京宣言及び行動綱領」採 択	・ 「育児休業法」改正 (介護休業制度の法制化) (一部H11.4.1施行)	・ 【わかやま女性プラン】改定 (3月) ・ 「女性のつばさ」海外派遣開 始
1996 (平成8年)		・ 【男女共同参画2000年プラ ン】策定	・ 生活文化部に女性政策課設置 ・ わかやま女性100人委員会設 置
1997 (平成9年)		・ 男女雇用機会均等法改正 ・ 労働基準法女子保護規定撤 廃 (H11.4.1施行) (一部 H10.4.1施行) ・ 介護保険法公布	・ 「女性参政権行使50周年記 念イベント」開催 ・ 男女共生社会づくり協議会設 置
1998 (平成10年)			・ 男女共生社会づくりに関する 県民意識調査 ・ 県女性センター開設 (12 月)
1999 (平成11年)		・ 「男女共同参画社会基本法」 公布・施行 (6月)	
2000 (平成12年)	・ 国連特別総会「女性2000年 会議」開催 (ニューヨーク) ・ 「政治宣言及び成果文書」採 択	・ 【男女共同参画基本計画】策 定 ・ 「児童虐待防止法」施行	・ 【和歌山県男女共生社会づく りプラン】策定 (3月)

年 号	世界の動き	国の動き	和歌山県の動き
2001 (平成13年)		<ul style="list-style-type: none"> 省庁再編により内閣府男女共同参画局に改組 男女共同参画会議設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」制定（4月）・施行（10月） 第1回「男女共同参画週間」 第1回「女性に対する暴力をなくす運動」 	<ul style="list-style-type: none"> 機構改革による名称変更 男女共生社会推進課 男女共生社会推進センター 男女共生社会推進本部設置 審議会等への女性の参画促進要綱制定（10月）
2002 (平成14年)		<ul style="list-style-type: none"> アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催 男女共同参画会議決定「配偶者暴力防止法」、「平成13年度監視」、「苦情処理等システム」 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画推進条例施行（4月） 男女共同参画審議会設置 男女共同参画に関する県民意識調査実施
2003 (平成15年)		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画会議決定 「女性のチャレンジ支援作の推進」 次世代育成支援対策推進法公布・一部施行 「少子化社会対策基本法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> 【和歌山県男女共同参画基本計画】策定（3月）
2004 (平成16年)		<ul style="list-style-type: none"> 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正（6月公布、12月施行）及び同法に基づく基本方針策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画フォーラムinわかやま」開催（高野山） 男女共同参画に関する施策苦情処理要領策定（8月）
2005 (平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> 第49回国連婦人の地位委員会（国連「北京+10」閣僚級会合）開催（ニューヨーク） 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画会議答申「男女共同参画基本計画改定に当たっての基本的な考え方」 男女共同参画基本計画（第2次）策定（12月） 	
2006 (平成18年)		<ul style="list-style-type: none"> 「男女雇用機会均等法」改定 	<ul style="list-style-type: none"> 「和歌山県男女共生社会推進センターの在り方」提言（1月） 男女共同参画に関する県民意識調査実施 「和歌山県配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」策定
2007 (平成19年)		<ul style="list-style-type: none"> 「配偶者からの暴力の防止及び配偶者の保護に関する法律」改正 	<ul style="list-style-type: none"> 【和歌山県男女共同参画基本計画】改定（3月）
2008 (平成20年)		<ul style="list-style-type: none"> 「次世代育成支援対策推進法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> 機構改革による名称変更 青少年・男女共同参画課（青少年課と男女共生社会推進課を統合）
2009 (平成21年)		<ul style="list-style-type: none"> 「育児・介護休業法」改正 	
2010 (平成22年)	<ul style="list-style-type: none"> 第54回国連婦人の地位委員会（国連「北京+15」記念会合）開催（ニューヨーク） 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画会議答申「第3次男女共同参画基本計画改定に当たっての基本的な考え方」（7月） 男女共同参画会議答申「男女用同参画基本計画の変更」（12月） 男女共同参画基本計画（第3次）策定（12月） 	<ul style="list-style-type: none"> 機構改革による名称変更 男女共同参画センター 男女共同参画に関する県民意識調査実施 男女共同参画社会推進本部に名称変更

年 号	世界の動き	国の動き	和歌山県の動き
2012 (平成24年)			・【和歌山県男女共同参画基本計画】第3次（3月）
2013 (平成25年)		・「配偶者からの暴力の防止及び配偶者の保護に関する法律」改正	・性暴力救援センター和歌山「わかやまmine（マイン）」開設
2014 (平成26年)		・内閣に「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置	
2015 (平成27年)	・第59回国連婦人の地位委員会（国連「北京+20」記念会合）開催（ニューヨーク） ・「持続可能な開発目標（SDGs）」採択	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布 ・男女共同参画会議答申「第4次男女共同参画基本計画改定に当たっての基本的な考え方」（7月） ・男女共同参画会議答申「男女用同参画基本計画の変更」（12月） ・男女共同参画基本計画（第4次）策定（12月）	・性暴力救援センター和歌山福祉保健部に所管変更 ・男女共同参画に関する県民意識調査実施
2016 (平成28年)		・「育児・介護休業法」改正 ・「男女雇用機会均等法」改正	
2017 (平成29年)			・【和歌山県男女共同参画基本計画】第4次（3月）
2018 (平成30年)		・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行（5月） ・「セクシャル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」策定（6月）	
2019 (令和元年)	・G20大阪首脳宣言	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正	
2020 (令和2年)	・第64回国連婦人の地位委員会（北京+25）（ニューヨーク）	・男女共同参画会議答申「第5次男女共同参画基本計画改定に当たっての基本的な考え方」（7月） ・男女共同参画会議答申「男女用同参画基本計画の変更」（12月） ・男女共同参画基本計画（第5次）策定（12月）	・男女共同参画に関する県民意識調査実施
2021 (令和3年)		・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正 ・「育児・介護休業法」改正	
2022 (令和4年)			・【和歌山県男女共同参画基本計画】第5次（3月）

和歌山県 男女共同参画推進条例

目次

前文

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第7条—第17条）
- 第3章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等（第18条—第22条）
- 第4章 和歌山県男女共同参画審議会（第23条—第25条）
- 第5章 雑則（第26条）
- 附則

男女は、人として平等であり、その人権は、性別にかかわらず尊重されなければならない。

和歌山県は、男女が平等で、共に生かし合い支え合うことのできる社会の実現を目指した積極的な取組を行ってきた。しかし、性別による固定的な役割分担意識を反映した制度や慣行による不平等は、根深く残り、社会参画を求めながらもその願いがかなわない人々が、今なお存在する。

このような状況の中で、少子高齢化、国際化及び高度情報化の進展等社会経済情勢の急激な変化に対応し、和歌山県を真に住みよいふるさととするためには、男女が共に社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、互いの個性と能力を十分に発揮しつつ利益を等しく享受し、共に責任を分かち合うことのできる社会の実現が、緊急かつ重要な課題となっている。

ここに、私たちは、男女共同参画を更に推進し、すべての男女が、人間としての誇りを持ち、心の豊かさと経済的な豊かさを共に実感しつつ、安心して生き生きと暮らすことのできるふるさと和歌山を創造するため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の基本的施策に関して必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 人を不快にさせる性的な言動により、個人の生活環境を害し、又は当該言動を受けいれないことその他の当該言動を受けた個人の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画は、次に掲げる理念を基本として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担意識を反映して、男女の社会における主体的で自由な活動の選択を制約することのないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共

同して参画する機会が確保されること。

- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、学校、地域その他の社会生活における活動とを円滑に両立できるようにすること。
- (5) 男女が、それぞれの性について理解を深めることで、妊娠、出産その他の性と生殖に関し、互いの意思が尊重され、生涯にわたる健康と安全が確保されること。
- (6) 他の地方公共団体との広域的連携及び国際的協調の下に行われること。

(県の責務)

- 第4条 県は、前条に定める理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 県は、県行政のあらゆる分野において、施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(県民の責務)

- 第5条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女が性別にかかわらず個性と能力を発揮し、かつ、職業生活と家庭生活とを円滑に両立できるよう職場環境の整備に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(基本計画)

- 第7条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 男女共同参画の推進に関する長期的な目標、施策の方向及び基本的な事項
 - (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講じるとともに、和歌山県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(県民等の理解を深めるための措置)

- 第8条 県は、男女共同参画に関する県民及び事業者の理解を深めるために必要な広報その他の啓発活動を行うとともに、学校教育その他のあらゆる教育において、男女の人権の尊重及び男女共同参画に関する学習の機会の確保及び教育の内容の充実が図られるよう努めるものとする。

(県の政策決定過程等における男女共同参画の推進)

- 第9条 県は、審議会その他の附属機関等の委員を任命又は委嘱するときは、男女の構成員数の均衡を図るよう努めるものとする。
- 2 県は、政策決定過程等における男女共同参画を率先して推進するため、職員の任用に当たっては、本人の意欲と能力に基づく実質的な男女平等を確保するとともに、職員である男女の職域の拡大、能力開発その他職場環境の整備に努めるものとする。

(子育て・介護環境の向上)

- 第10条 県は、男女が共に、子育て及び家族の介護

第2章 男女共同参画の推進に関する 基本的施策

に積極的にかかわり、家庭生活における活動と家庭生活以外における活動とを円滑に両立できるよう、家族はもとより、地域、職場、学校等が相互に協力しながら一体となって支え合うことができる環境づくりに努めるものとする。

(事業者が行う活動への支援及び情報収集等)

第11条 県は、事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

2 知事は、男女共同参画の推進のために必要があると認めるときは、事業者に対し、男女の就業状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

3 知事は、前項の報告により把握した男女共同参画の状況等を公表することができる。

(農林水産業、商工業等の産業の分野における男女共同参画の推進)

第12条 県は、起業又は経営等の事業活動を行う男女が、性別による差別的取扱いを受けることなく、その個性と能力を十分に発揮できる環境づくりに努めるものとする。

2 県は、農林水産業及び家族経営的な商工業等に従事する男女が、性別にかかわらず生産又は経営における活動と家庭生活における活動とを円滑に両立できるとともに、それぞれの活動に共同して参画できる環境づくりに努めるものとする。

(県民が行う活動への支援)

第13条 県は、県民が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供、助言、男女共同参画の推進のための人材の養成その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(市町村との協力)

第14条 県は、市町村に対し、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策への協力を求めることができる。

2 県は、市町村が行う男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定及び市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、市町村か

らの求めに応じ、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(調査研究)

第15条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

(財政上の措置)

第16条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(年次報告)

第17条 知事は、毎年、男女共同参画の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、公表しなければならない。

第3章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等

(性別による権利侵害の禁止)

第18条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント、男女間の暴力的行為(身体的又は精神的な苦痛を著しく与える行為をいう。以下同じ。)その他の行為により男女の人権を損なうことのないようにしなければならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第19条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による差別的取扱い又は男女の人権を損なうような暴力的行為を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的な表現その他の男女の人権の侵害につながるような表現を行うことのないように努めなければならない。

(相談への対応等)

第20条 知事は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する行為について、県民若しくは事業者又は県内に在勤若しくは在学する者（以下「県民等」という。）からの相談に適切に対応するため、相談員の設置等相談体制の充実に努めるものとする。

（被害者支援）

第21条 県は、配偶者その他の親族又は事実上婚姻関係と同様の事情にある者（過去においてこれらの関係にあった者を含む。）から、家庭内等において、男女間の暴力的行為により被害を受け、又は受けるおそれのある者（以下「被害者」という。）に対し、必要に応じて助言、施設への一時的な入所等による保護その他の適切な支援を行うものとする。

2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第1項の規定による配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たす施設及び知事が別に指定する施設（以下「センター等」という。）の長は、前項に規定する一時的な入所等による保護又は同法第3条第3項第3号に規定する一時保護を行った場合において、被害者からの申出に基づき、男女間の暴力的行為又は同法第1条第1項に規定する配偶者からの暴力（以下「暴力的行為等」という。）が当該被害者に対して引き続き行われるおそれがあるときその他被害者の保護のため必要があると認めるときは、次に掲げる措置をとることができる。

(1) 被害者に対し暴力的行為等を行った者又はその者から依頼を受けた者（以下「加害者等」という。）からの照会等に対し、当該被害者及びその同伴する家族の存在を秘匿すること。

(2) 加害者等に対し、センター等の施設内における当該被害者及びその同伴する家族との面会又は通信を禁止し、又は制限すること。

3 センター等の長は、被害者の保護のため必要があると認めるときは、当該被害者からの申出に基づき、警察等関係機関に対する協力の要請その他の必要な措置を講じなければならない。

（平17条例94・平25条例47・一部改正）

（苦情への対応）

第22条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について県民等から苦情があったときは、当該苦情への適切な対応に努めるものとする。

2 知事は、前項の苦情への対応に当たって特に必要があると認めるときは、和歌山県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

第4章 和歌山県男女共同参画審議会

（設置及び所掌事務）

第23条 男女共同参画の推進を図るため、和歌山県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議すること。

(2) 県が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について必要に応じ、調査し、及び意見を述べること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属することとされた事務

3 審議会は、前項に規定する事務を行うほか、男女共同参画に関する重要事項について、知事に意見を述べることができる。

（組織）

第24条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、男女共同参画に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

（委員）

第25条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

第5章 雑則

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

(平成17年7月6日条例第94号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

(平成25年10月4日条例第47号)

この条例は、平成26年1月3日から施行する。

男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日公布、施行

目次

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、

地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体にお

ける政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上

の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案

して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の

救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

（設置）

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係

各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要

があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(平成11年6月23日法律第78号) (抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則

(平成11年7月16日法律第102号) (抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成13年1月6日)

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定められたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満

了する。

一から十まで略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則

(平成11年12月22日法律第160号) (抄)

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日)

(法律第六十四号)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律をここに公布する。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 基本方針等（第5条・第6条）

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針（第7条）

第2節 一般事業主行動計画等（第8条—第18条）

第3節 特定事業主行動計画（第19条）

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表（第20条・第21条）

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第22条—第29条）

第5章 雑則（第30条—第33条）

第6章 罰則（第34条—第39条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊

重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事

業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(令元法24・一部改正)

第2節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動

計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(令元法24・一部改正)

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第14条第1項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(令元法24・一部改正)

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- 一 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(令元法24・追加)

(特例認定一般事業主の特例等)

第13条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(令元法24・追加)

(特例認定一般事業主の表示等)

第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

(令元法24・追加)

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第15条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。

- 一 第11条の規定により第9条の認定を取り消すとき。
- 二 第12条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第13条第2項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第12条の認定を受けたとき。

(令元法24・追加)

(委託募集の特例等)

第16条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働

大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第42条第1項、第42条の2、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の3の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

（平29法14・一部改正、令元法24・旧第12条線下・一部改正）

第17条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。
（令元法24・旧第13条線下）

（一般事業主に対する国の援助）

第18条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。
（令元法24・旧第14条線下）

第3節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のそ

の事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
(令元法24・旧第15条線下)

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

- 第20条 第8条第1項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が300人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。
- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第8条第1項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとす

る女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

- 3 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。
(令元法24・旧第16条線下・一部改正)

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

- 第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。
- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績
- (令元法24・旧第17条線下・一部改正)

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

- 第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
 - 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務

の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令元法24・旧第18条線下)

(財政上の措置等)

第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(令元法24・旧第19条線下)

(国等からの受注機会の増大)

第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(令元法24・旧第20条線下・一部改正)

(啓発活動)

第25条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(令元法24・旧第21条線下)

(情報の収集、整理及び提供)

第26条 国は、女性の職業生活における活躍の推進

に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(令元法24・旧第22条線下)

(協議会)

第27条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第22条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第22条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

- 4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(令元法24・旧第23条線下・一部改正)

(秘密保持義務)

第28条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事

務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
(令元法24・旧第24条線下)

(協議会の定める事項)

第29条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。
(令元法24・旧第25条線下)

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第30条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第7項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。
(令元法24・旧第26条線下・一部改正)

(公表)

第31条 厚生労働大臣は、第20条第1項若しくは第2項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第8条第1項に規定する一般事業主又は第20条第3項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。
(令元法24・追加・一部改正)

(権限の委任)

第32条 第8条、第9条、第11条、第12条、第15条、第16条、第30条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。
(令元法24・旧第27条線下・一部改正)

(政令への委任)

第33条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。
(令元法24・旧第28条線下)

第6章 罰則

第34条 第16条第五項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
(令元法24・旧第29条線下・一部改正)

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
一 第22条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者
二 第28条の規定に違反して秘密を漏らした者
(令元法24・旧第30条線下・一部改正)

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。
一 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
二 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
三 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者
(令元法24・旧第31条線下・一部改正)

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
一 第10条第2項(第14条第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
二 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
三 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して

答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第16条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者
(平29法14・一部改正、令元法24・旧第32条
繰下・一部改正)

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第34条、第36条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
(令元法24・旧第33条繰下・一部改正)

第39条 第30条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。
(令元法24・旧第34条繰下・一部改正)

附 則

(平成29年3月31日法律第14号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章(第7条を除く。)、第5章(第28条を除く。)及び第6章(第30条を除く。)の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第22条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第28条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有す

る。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(令元法24・一部改正)

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(平成29年3月31日法律第14号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第1条中雇用保険法第64条の次に1条を加える改正規定及び附則第35条の規定 公布の日
二及び三 略

四 第2条中雇用保険法第10条の4第2項、第58条第1項、第60条の2第4項、第76条第2項及び第79条の2並びに附則第11条の2第1項の改正規定並びに同条第3項の改正規定(「100分の50を」を「100分の80を」に改める部分に限る。)、第4条の規定並びに第7条中育児・介護休業法第53条第5項及び第6項並びに第64条の改正規定並びに附則第5条から第8条まで及び第10条の規定、附則第13条中国国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第10条第10項第5号の改正規定、

附則第14条第2項及び第17条の規定、附則第18条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第19条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第38条第3項の改正規定（「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める部分に限る。）、附則第20条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）第30条第1項の表第4条第8項の項、第32条の11から第32条の15まで、第32条の16第1項及び第51条の項及び第48条の3及び第48条の4第1項の項の改正規定、附則第21条、第22条、第26条から第28条まで及び第32条の規定並びに附則第33条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成30年1月1日

（罰則に関する経過措置）

第34条 この法律（附則第1条第4号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第35条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則

（令和元年6月5日法律第24号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（令和元年政令第174号で令和2年6月1日から施行）

一 第3条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第4条の改正規定並びに次条及び附則第6条の規定 公布の日

二 第2条の規定 公布の日から起算して3年を超

えない範囲内において政令で定める日
（令和元年政令第174号で令和4年4月1日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第5条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第6条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第7条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全

な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なであることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難

し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、

及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措

置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び教育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更

が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、

特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
- (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
- (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
- (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
- (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービ

スからの利益を享受する権利

(e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利

(f) あらゆる地域活動に参加する権利

(g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利

(h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。

2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。

3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。

4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。

- (a) 婚姻をする同一の権利
- (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
- (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
- (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかないかを問わない。）としての同一の権利及

び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

(e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利

(f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

(g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）

(h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。

3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同

事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。

4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投げられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。

5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。

8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内

(b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。

2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に

影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。

2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。

3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。

3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



この印刷物は地球環境に優しい
植物油インキを使用しています。